

令和2年度第3回（第32回）東京都北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和3年3月25日（木）

午後6時30分～午後8時00分終了予定

会場：北区役所第二委員会室（及びオンライン）

○開 会

○議 題

1 審議事項

北区子どもの未来応援プラン修正案（素案）について

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

- (1) 東京都北区立認定こども園検討委員会報告について
- (2) 「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方」の策定について
- (3) 知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について
- (4) 35人学級への対応について
- (5) 私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について
- (6) ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について
- (7) 病児・病後児保育の拡充について

○閉 会

【配布資料】 委員名簿、事務局名簿、座席表

資料1	北区子どもの未来応援プラン ～東京都北区子どもの貧困に関する計画～ 令和3年度修正案（素案）
資料2-1	東京都北区立認定こども園検討委員会報告について
資料2-1 別紙	令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書
資料2-2	「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方」の策定について
資料2-2 別紙	「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方
資料2-3	知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について
資料2-3 別紙	令和2年度東京都北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書
資料2-4	35人学級への対応について
資料2-5	私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について
資料2-6	ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について
資料2-7	病児・病後児保育の拡充について
資料3	北区子どもの未来応援プラン 今後のスケジュール見込み
参考資料	令和3年度予算案の概要（教育・子ども分野抜粋）

北区子どもの未来応援プラン ～東京都北区子どもの貧困に関する計画～ 令和3年度修正版（素案）

●修正版の見かた

- ・北区子どもの未来応援プランの資料編1. 主な取組事業一覧（P72～）と対応しています。
- ・各No.の左横に記載の記号は、次のとおりです。
 - 【新規】：本計画策定以降、新規で始めた事業
 - 【拡充】：本計画策定以降、内容が拡充している事業
 - 【追加】：本計画策定時に記載しておらず、今回追加で記載する事業
- ・事業名欄には、【新規】または【拡充】の開始時期を記載しています。

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

1. 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
	保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。	
【拡充】	3-1 幼児教育・保育の無償化に伴う保護者負担の軽減 令和元年10月	国の幼児教育・保育無償化に伴い、住民税非課税世帯の0～2歳の児童及び全ての3～5歳児の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化（私立幼稚園、認可外保育園は上限あり）しました。	学校支援課 子ども環境応援担当課 保育課
【拡充】	3-2 私立幼稚園等の保護者の経済的負担の軽減 令和3年度	国の幼児教育・保育無償化に伴い、従来型の私立幼稚園の保育料に関して、世帯収入やきょうだい人数に応じて上乗せ補助を支給しています。令和3年度から、上乗せ補助上限金額を月額最大4万円に増額します。また、全園児を対象として、その他の納付金も補助の対象とします。	子ども環境応援担当課
【拡充】	3-3 私立幼稚園等入園祝金交付事業 令和2年度	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。令和2年度入園者から、祝金の上限を4万円から8万円に増額しています。	子ども環境応援担当課
【新規】	4 ベビーシッター利用支援事業 令和元年10月	東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、待機児童の保護者及び育児休業取得後に復帰する保護者に対し、保育所等へ入所するまでの間、ベビーシッター利用料の負担を軽減します。 助成を利用した場合の利用料 1時間150円	保育課
【追加】	5 病児・病後児保育の拡充	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。東京北医療センターで病児・病後児保育、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施していましたが、令和3年度から新たに、にじいる保育園志茂内と都立駒込病院内の2か所で病児・病後児保育を開始します。	保育課

2. 発達に課題のある乳幼児への支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	1 児童発達支援センター 令和3年度	子ども発達支援センターさくらんぼ園を発達相談室と統合し、地域の中核的な療養支援施設である児童発達支援センターに移行し、保育所等訪問支援等、事業の拡充を図るとともに、給食提供を開始します。	子ども家庭支援センター
【新規】	5 児童発達支援給食費補助事業 令和3年度	3～5歳の就学前障害児が児童発達支援サービスを利用する際に提供される給食について、保護者が負担した経費の一部を負担します。	障害福祉課

施策2 学校教育における学び、成長の支援

1. 家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【新規】 5	北区の GIGA スクール構想 令和3年度	北区立小・中学校の児童・生徒全員に一人1台の学習用端末を配布し、全ての児童・生徒の学びの保障や、学校と家庭の連携による基礎学力の向上をめざします。学校が再び臨時休業等になった場合にも学びを着実に進めることができるよう家庭学習環境の構築を図り、不登校の児童生徒の学習保障にもつなげます。	教育政策課 学校支援課 教育指導課

5. 学びをささえる就学支援の推進

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 2	就学援助 平成30年度	新入学学用品等購入費について、入学前の3月に前倒しで支給可能とするともに、平成30年度から支給額を段階的に増額しています。(令和3年度 小学校64,300円、中学校81,000円)	学校支援課
【拡充】 9	自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 平成29年7月	生活保護受給世帯で中学生の子どもがいる世帯に塾費用を助成し、高校生の子どもの持つ世帯に塾費用及び大学等受験料を助成することで、保護者と子どもの進学意識を高め、子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課
【新規】 11	学校給食費保護者負担軽減事業 令和2年10月	区内に住所を有し、区立小・中学校に通う第2子以降の子どもの持つ保護者に対し、令和2年10月分の給食費から、第2子は半額、第3子以降は全額を補助します。	学校支援課

施策3 子どもの居場所づくりの推進

1. 困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】 1	生活困窮世帯、ひとり親等の子どもを対象とした学習支援事業の充実	経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。	
	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 平成30年度	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。平成28年12月に生活保護世帯の小中学生を対象に1教室で開始し、その後就学援助世帯や児童育成手当受給世帯を対象に加えるとともに、対象を小学生とし、教室数も段階的に増やすことで、令和元年度には7教室、定員105名まで拡大しています。	生活福祉課
	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業(みらいきた) 平成30年度	経済的な理由やひとり親世帯等、家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもに対し、学習意欲や学力の向上のために、子どもの状況に寄り添った学習の場を提供します。平成29年10月にひとり親世帯等中学生(1,2年生)を対象として2教室で開始し、その後就学援助世帯や児童育成手当受給世帯を対象に加えるとともに中学3年生まで対象を拡大しました。また、教室数も段階的に増やすことで、令和3年度からは7会場8教室、定員220名まで拡大して実施します。	子ども未来課

3. 子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等への支援

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
1	NPO やボランティア団体等の活動助成など支援のあり方の検討	地域やNPO、ボランティア団体等が主体的に取り組む子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくりの活動助成など支援のあり方を検討し、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ります。	
	1-1 生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 〔再掲〕	「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。	生活福祉課
	1-2 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 令和3年度	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。 コロナ禍における子どもの食の確保を支援するため、令和3年度からは配食や宅食による支援も補助の対象とするとともに、年間補助額を24万円から大幅に増額して実施します（実施規模に上限額を連動）。	子ども未来課

【拡充】

施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

2. 若者の就労支援事業への参加につながる取組みの推進

(1) 就労支援事業への誘導強化

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
5	北区子ども・若者応援ネットワーク 令和元年度	北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。	北区社会福祉協議会

【新規】

施策5 孤立しないしくみづくり

1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(切れ目のない支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
2	出産・子育て応援事業 (はびママ・きたく) 令和3年度	すべての妊婦を対象に「はびママたまご面接」を、生後6か月までの子どもの保護者を対象に「はびママひよこ面接」を実施しています。 令和3年度から、コロナ禍における感染拡大を防止しつつ、保護者の育児不安の解消を図るため、ビデオ通話アプリを活用したオンラインによる「はびママたまご・ひよこ面接」を本格実施します。	健康推進課 子ども家庭支援センター
9	みんなでのお祝い輝きバースデー事業 令和3年度	北区在住の子育て家庭に対して、地域の民生委員・児童委員が直接招待状を手渡し、児童館等で実施するお祝い会・交流会（毎月実施）に招くことで、子ども同士・親同士の交流づくりのきっかけをつくることと、地域での子育てを支援します。 令和3年度からは対象者に対して子育てに関するアンケートを実施し、回答した家庭へ記念品（カタログギフト）を贈呈します。	子ども未来課

【拡充】

【拡充】

【拡充】	15	利用者支援事業（子育てナビ） 平成30年度	子ども家庭支援センターで実施していた利用者支援事業（子育てナビ）に、平成30年4月から区内3か所の健康支援センターで開始した子育て世代包括支援センター事業を加え、計4か所で実施しています。	健康推進課 子ども家庭支援センター
【追加】	16	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、2～12歳（小学校6年生）までの児童を一時的に養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
【追加】	17	産後ケア事業	出産後の母子が助産師のいる専門的な施設を宿泊または日帰りで利用し、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、産後も安心して子育てができるように支援します。 令和3年度から日帰りの産後デイケア事業について、利用期間を産後4か月から産後6か月に拡大するとともに、実施施設を2施設から4施設（予定）に増やして実施します。	健康推進課
【新規】	19	乳幼児ショートステイ事業 令和2年度	0～2歳未満の乳幼児を対象とした、乳幼児ショートステイ事業を開始し、保護者が病気、出産や出張等の理由により一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター
【新規】	20	多胎児家庭支援事業 令和3年度	多胎児家庭が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、3歳未満の多胎児がいる家庭に対し、ベビーシッターや産後ドゥーラ（専門支援員）による育児支援・家事支援を新たに開始し、安心して子育てをする環境を整備します。	子ども家庭支援センター
【新規】	21	ベビーシッターによる一時預かり利用補助 令和3年度	ベビーシッターを活用した多様な保育を提供することにより、在宅で子育てする保護者を支援します。 実施においては、保護者の病気や自己実現、学校行事への参加など、幅広い理由を対象とすることで、在宅での子育ての負担軽減を図るとともに、経験豊富なベビーシッターとの共同保育を提供することで、子育ての不安の解消を図ります。	保育課

（養育困難家庭への支援）

No.	事業名	追加・修正内容	所管課	
【拡充】	2	安心ママパパヘルパー事業 令和2年度	平成30年度から、対象を生後4か月までから6か月までに拡大し、令和2年度からは父親等も利用対象に加え実施しています。	子ども家庭支援センター

2. 学校を窓口とした相談支援体制の強化

No.	事業名	追加・修正内容	所管課	
【拡充】	2	スクールソーシャルワーカーの活用 令和元年度	3名体制から、令和元年度以降に順次増員し、令和2年度は5名体制で実施しています。	教育総合相談センター

3. 支援につながるしくみづくり

（2）相談しやすい環境の整備（相談支援体制のワンストップ機能の強化）

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
1	児童扶養手当等申請窓口への相談コーナーの設置	特に困難を抱えるひとり親家庭の保護者等が気軽に相談できる環境を整え、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図るため、平成29年度中に児童扶養手当等申請窓口へ相談コーナーを設置しました。	

【拡充】	1-1	ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 平成30年度	ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。 平成30年度以降、土日の出張相談や窓口相談後のメール相談など、順次相談方法を拡充するとともに、令和2年10月にはオンラインでの相談を開始しています。	子ども未来課
------	-----	----------------------------------	---	--------

施策6 保護者への就労、生活支援

1. 保護者の就労支援の推進

(ひとり親家庭の保護者への就労支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 令和元年度	対象講座に「特定一般教育訓練講座」、「専門実践教育訓練講座」を追加して実施しています。	生活福祉課
【拡充】	4 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業 平成30年度	平成30年度から、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の養成機関で修業する場合に、支給期間を延長します。 平成30年8月から支給額の算定に「みなし寡婦」を適用。 平成31年度から支給期間の最大月数を48か月に増加。修業の最後の12か月は給付金の支給額を月額4万円増額。	生活福祉課

3. 暮らしを支える給付、貸付制度

(給付制度)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【拡充】	2 児童扶養手当の支給 令和元年11月	児童扶養手当の支給回数を、4か月分ずつ年3回の支給から、2か月分ずつ年6回の支給に見直しました。	子ども未来課

(住宅の支援)

No.	事業名	追加・修正内容	所管課
【新規】	4 北区居住支援協議会 平成31年3月	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。	住宅課

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

※施策7は修正点なし

東京都北区立認定こども園検討委員会報告について

1 要 旨

東京都北区立認定こども園の新たな設置に向けて、「東京都北区立認定こども園検討委員会」を設置し、認定こども園の今後の方向性について検討を行った。主な検討内容について報告する。

2 経 過

令和 2 年	4 月	第 1 回検討委員会開催
	5 月	第 2 回検討委員会開催
	6 月	第 3 回検討委員会開催
	1 1 月	第 4 回検討委員会開催
	1 2 月	第 5 回検討委員会開催

3 内 容

別紙「東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」のとおり

以下は検討結果の要点である。

(1) 類型

今後新設する認定こどもの類型は、「幼稚園型認定こども園」とする。また、さくらだこども園も将来的には「幼保連携型」から「幼稚園型」に移行する。

(2) 歳児構成と定員

① 歳児構成

1号認定子ども（幼稚園児）及び2号認定子ども（保育園卒）とも、4歳児及び5歳児とする。また、さくらだこども園も将来的には、4歳児からの受入れに移行する。

② 定員

定員数は、区立幼稚園2園分の合計定員の3分の2、1号認定子ども（幼稚園児）は、区立幼稚園2園分の各歳児合計の概ね2分の1を目安とし、周辺の保育ニーズや施設規模を勘案して決定する。

(3) 設置場所

滝野川地区は適地を引き続き検討することとし、赤羽地区での開設を先行して進め、区立うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を設置することを基本として、今後、さらに詳細な検討を進める。

4 今後の予定

令和3年4月～ 実務担当者会による検討開始

令和2年度
東京都北区立認定こども園
検討委員会報告書

令和3年1月

東京都北区立認定こども園検討委員会

目次

1 経緯	1
2 現状と課題	3
3 認定こども園の今後の方向性	8
(1) 類型	8
(2) 歳児構成と定員	10
(3) 設置場所	12
参考資料1 東京都北区立認定こども園検討委員会設置要綱	17
参考資料2 認定こども園検討委員会名簿	19
参考資料3 日程表	19

1 経緯

北区立幼稚園については、平成18年2月の北区立幼稚園審議会（第7次）において、「就学前教育の機能充実が図れる施策が実施されるのであれば、区立幼稚園の廃止・縮減はやむを得ない」旨の答申が出され、また、平成26年10月の北区子ども・子育て会議において、「今後の区立幼稚園は、第7次答申を踏襲しつつ、就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズにも積極的に応えるため、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能を併せもつ『認定こども園』への移行について、積極的かつ計画的に取り組むべきである」旨の答申が出された。

このような状況から、区では、「北区基本計画2015（平成27年3月策定）」において、「既存の区立幼稚園は、区立認定こども園に移行する」こととし、前期（平成27～31年度）と後期（平成32～36年度）に各1園の開設を計画した。また、平成27年4月には、東京都北区立認定こども園検討委員会を設置して検討を重ね、その検討結果を踏まえて、平成29年4月には、区立さくらだ幼稚園を移行して、北区初となる区立認定こども園である「区立さくらだこども園」を開設した。

当時、区立さくらだ幼稚園の存する地域においては、3歳児も含めた保育園の待機児童解消が課題となっていたことから、さくらだこども園については、1号認定子ども（幼稚園児）と2号認定子ども（保育園児）の学級活動に適した人数による定員設定が必要であることを考慮し、バランスよい定員設定が可能な「幼保連携型」の認定こども園として開設した。

さくらだこども園は、開設から4年目となり、区立幼稚園が培ってきた幼児教育のノウハウを生かした運営に利用者から一定程度の高い評価を得ており、区ではさらに、令和2年3月に策定した「北区基本計画2020」及び「北区経営改革プラン2020」において、令和2年度から11年度までの間に、区立幼稚園を再編し、区立認定こども園を2園開設する計画を立てたところである。

なお、幼保連携型認定こども園であるさくらだこども園には、「保育教諭」の職にある者の配置が必須となっているが、特別区においては、当面の間、幼稚園

教諭又は保育士が、各区規則の「保育教諭」と兼職することとしたため、北区では幼稚園教諭の職にある者に保育教諭を兼職させている。

しかしながら、この兼職の取扱いは時限的なものであり、これまで幼稚園教諭が中心となって築き上げてきた北区の幼児教育を将来にわたって現在の幼保連携型で区立認定こども園を運営していくことは困難であるため、人事制度への対応も含め、今後の認定こども園のあり方を検討する必要性が生じている。

そこで、今般、今後の区立認定こども園の開設に向けた課題整理と方向性を検討するため、東京都北区立認定こども園検討委員会を設置し、検討結果を取りまとめた。

2 現状と課題

北区では、平成29年4月に「さくらだこども園」を開設したが、開設から4年目となり、これまでのさくらだこども園の園運営の検証・評価を行うとともに、区立幼稚園やこども園を取り巻く現状や課題について、以下のとおり分析した。

(1) 保育園の待機児童数と新たな認定こども園の設置場所

保育園の待機児童数は、さくらだこども園開設前の平成28年4月時点では232人だったが、令和2年4月時点では79人と大きく減少しており、その中でも3歳児の待機児童は、区全体で5人とほぼ解消されつつある。

今後も、地域を限定した民間保育所の誘致などにより、必要な保育所待機児童解消対策を進めていくとともに、幼児教育・保育施設の整備については、近い将来、区内の年少人口が減少に転じることも見据えて検討していく必要がある。

一方、「北区基本計画2020」に基づき、今後新たに開設する認定こども園については、区が平成28年2月に取りまとめた「東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」に掲げたとおり、王子、赤羽、滝野川の各地区に、地域バランスを考慮して配置することを基本とし、既に開設している「さくらだこども園」が王子地区に存することから、残りの2園は、赤羽地区と滝野川地区に開設することになると考えられる。

なお、新たな認定こども園の開設は、「北区経営改革プラン2020」に基づく区立幼稚園の再編と一体のものであることから、さくらだこども園と同様、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行することを基本として、設置場所を検討する必要がある。

【地区別及び年齢別の待機児童数】

地区	平成28年度						平成29年度						平成30年度					
	0	1	2	3	4、5	合計	0	1	2	3	4、5	合計	0	1	2	3	4、5	合計
浮間	2	10	7	7	0	26	1	8	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
赤羽西	3	27	8	2	0	40	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
赤羽東	2	12	7	0	0	21	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
王子西	4	8	6	0	0	18	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
王子東	14	22	15	0	0	51	12	1	0	2	0	15	0	0	0	0	0	0
滝野川西	20	21	8	1	0	50	10	18	4	7	0	39	3	19	2	8	0	32
滝野川東	4	12	10	0	0	26	4	5	1	2	0	12	0	10	0	0	0	10
合計	49	112	61	<u>10</u>	0	232	31	35	5	<u>11</u>	0	82	3	29	2	<u>8</u>	0	42

地区	令和元年度（平成31年度）						令和2年度					
	0	1	2	3	4、5	合計	0	1	2	3	4、5	合計
浮間	0	4	5	0	0	9	0	0	6	2	0	8
赤羽西	1	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
赤羽東	1	20	2	0	0	23	5	8	1	0	0	14
王子西	0	4	0	0	0	4	0	0	1	0	0	1
王子東	0	6	17	1	0	24	3	1	12	3	0	19
滝野川西	9	19	3	4	0	35	5	20	0	0	0	25
滝野川東	5	10	0	4	0	19	0	12	0	0	0	12
合計	16	67	27	<u>9</u>	0	119	13	41	20	<u>5</u>	0	79

(2) 区立幼稚園とさくらだこども園（1号認定子ども）の園児募集と在籍状況

「表1」は、平成29年度～令和3年度の区立幼稚園・こども園（1号認定子ども）の園児応募状況であるが、ふくろ幼稚園については、学級編制基準（11人以上）を満たさなかったことから、令和3年度の4歳児クラスは学級編制を行わないこととなり、令和3年度末の5歳児の修了をもって休園することとなった。

また、「表2」は、令和2年度の区立幼稚園・こども園（1号認定子ども）の在籍園児数及び過去4年間（平成29年度～令和2年度）の平均在籍率であるが、区立幼稚園からこども園に移行した「さくらだこども園」を除き、平均在籍率は50～70%程度となっており、「表3」のとおり、平成23年以降の直近10年間の在籍園児数は、毎年減少傾向にある。

なお、さくらだこども園については、平成29年4月の開設以降、1号認定子ども（幼稚園児）の定員を多く設定していた初年度を除き、ほぼ定員に近い在籍率となっており、就学前の子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する機能を有する「認定こども園」が区民（保護者）から一定程度の高い評価が得られていることが窺える。

【表1】 平成29年度～令和3年度園児応募状況（各年10月申込時点）

施設	4歳児 定員	年度				
		R3	R2	R元	H30	H29
じゅうじょう なかはら	33	11	15	12	13	14
うめのき	33	15	14	18	17	17
ふくろ	33	4	15	11	16	22
たきさん	30	14	14	18	28	20
さくらだ(※)	30	44	27	37	39	48
合計	159	88	85	96	113	121

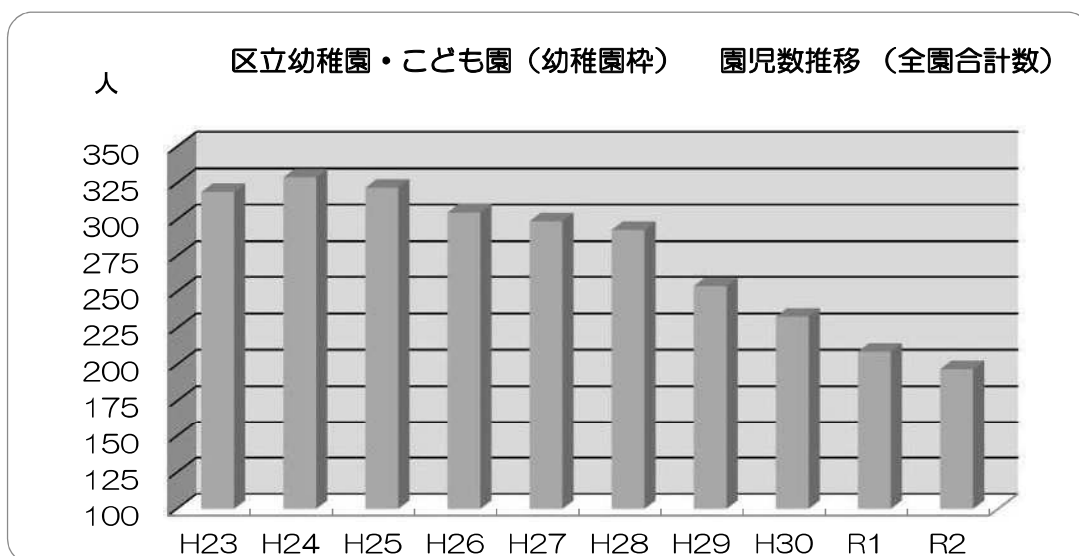
※さくらだこども園は1号認定子ども（幼稚園枠）のみ。

【表2】 令和2年度在籍園児数（令和2年5月1日現在）

施設	4歳児		5歳児		合計		過去4年間の 平均在籍率
	在園児数	定員数	在園児数	定員数	在園児数	定員数	
じゅうじょう なかはら	15	33	17	35	32	68	47%
うめのき	14	33	25	35	39	68	59%
ふくろ	13	33	12	35	25	68	50%
たきさん	20	30	22	32	42	62	74%
さくらだ(※)	30	30	29	30	59	60	91%
合計	92	159	105	167	197	326	64%

※さくらだこども園は1号認定子ども（幼稚園枠）のみ、かつ、平成29年、平成30年の2か年で段階的に定員変更を行っている。

【表3】 各園の園児数推移



（3）職員配置と認定こども園の類型

前述したとおり、「幼保連携型認定こども園」には、「保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格を併せ持って幼保連携型認定こども園に勤務する者の職）」を配置することが必須とされているが、特別区では、現時点で「保育教諭」の職の位

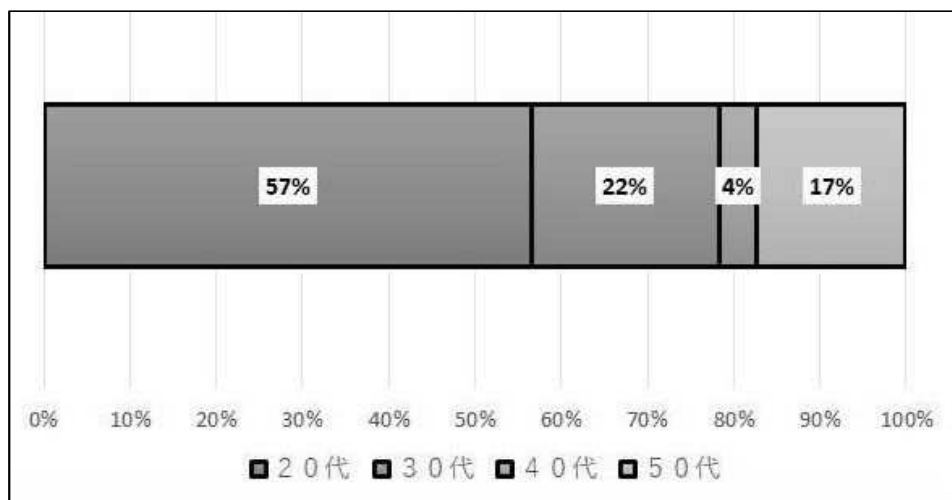
置づけが定まっていないため、23区に設置している区立の幼保連携型認定こども園においては、「幼稚園教諭」または「保育士」を兼職させるという経過措置を採っており、現在に至っている。

しかし、この経過措置は時限的なものであるため、特別区長会において新たに「保育教諭」の職を設置することが検討されている。ただし、この「保育教諭」の職について、幼稚園教諭を配置することは、様々な人事制度上の課題がある。

また、区立幼稚園については、園児数の減少傾向が続いており、令和2年4月時点で23人いる幼稚園教諭の活躍の場が狭まりつつあり、これまで培ってきた区立幼稚園の幼児教育の継承が危ぶまれる状況になっている。

このような状況から、北区が今後、認定こども園を開設・運営していくにあたっては、既に開設している「さくらだこども園」も含め、認定こども園の類型を検討する必要性が生じている。

【幼稚園教諭の年齢構成（令和2年4月1日現在）】



【各園の職員配置状況（会計年度任用職員を除く）】

施設	園長	副園長	主任	教諭	合計
じゅうじょうなかはら	1			2	3
うめのき	1 ※	1		2	3
ふくろ	1			2	3
たきさん	1 ※		1	2	3
さくらだ	1	1	1	8	11

※小学校と併設で、園長は校長と兼務。

3 認定こども園の今後の方向性

(1) 類型

【今後の方向性】

- ・ 今後新設する認定こども園は、「幼稚園型（※）」とする。
- ・ 現在は「幼保連携型」の認定こども園として運営している「さくらだこども園」も将来的には「幼稚園型」に移行する。

※幼稚園型：幼稚園の中で保育を必要とする子どもを受け入れる施設の類型

※幼保連携型：幼稚園と認可保育所が学校教育と保育を一体で提供する施設の類型

認定こども園については、その施設類型として、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」の大きく3つの分類があり、北区初の認定こども園である「さくらだこども園」は「幼保連携型」として開設したことは、前述のとおりである。

また、さくらだこども園については、開設から4年間の運営を検証する中で、以下のようなメリットを確認することができた。

- (ア) 「幼保連携型」の認定こども園として開設し、3歳児の2号認定子ども（保育園児）の受入れを行ったことにより、3歳児の保育所待機児童解消に貢献することができた。
- (イ) 認定こども園に移行する前の平成28年度のさくらだ幼稚園の園児在籍率が82.3%であったのに対し、認定こども園に移行した平成29年度以降のさくらだこども園の園児在籍率は約98%と非常に高くなっており、地域の保護者からのニーズに大きく応えている。
- (ウ) 認定こども園として、区立幼稚園と同等の学校教育を提供することができ、学校教育と保育を一体的に実施することにより、さくらだこども園を質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させる場として、就学前教育の充実につなげることができている。また、教育の質を保つための教員の研修機会を確保することができている。

(工) 就学前教育・保育充実の重点施策の一つとして実施している「きらきら0年生応援プロジェクト」の取組みを通して、区立幼稚園では実施していない認定こども園での活動（長時間保育、給食、午睡など）について、幼稚園教諭が区立保育園長経験者などのコーディネーターによる指導や支援を受けることで、幅広い職務経験を積むことができ、資質と能力の向上につながり、北区の幼児教育のさらなる質の向上を図ることができた。

このように、区立幼稚園を区立認定こども園に移行したこと、また、さくらだこども園を「幼保連携型」の認定こども園として開設したことは、大きなメリットがあり、今後の認定こども園の設置に向けた大きな礎となったといえる。

しかしながら、さくらだこども園開設後の保育所整備などにより、保育所待機児童は減少してきており、近い将来の年少人口減少も考慮すると、今後は、認定こども園を「幼保連携型」で開設する必要性は決して小さくなく、また、「幼保連携型」の認定こども園については、前述したような職員配置の課題を抱えていることから、今後の認定こども園の新設時に、この類型を選択することは難しい。

一方、認定こども園へ移行したことにより、さくらだこども園と他の幼稚園の1号認定子ども（幼稚園児）を比較すると、高い在籍率と入園希望者の増加傾向から、学校教育と保育を一体で提供する認定こども園のニーズは高く、就労していない保護者の選択の幅は、確実に広がったものといえる。

このような評価と分析を踏まえて検討した結果、本検討委員会では、今後新設する認定こども園は「幼稚園型」とし、その認定こども園において、北区がこれまで区立幼稚園で培ってきた幼児教育のノウハウを、将来まで受け継ぎ、発展させていくことが望ましいとの結論に至った。

なお、さくらだこども園についても、職員配置の課題を解決する必要があるため、当該地域における今後の保育ニーズも十分勘案しながら、「幼稚園型」への移行の時期を検討することとする。

(2) 歳児構成と定員

【今後の方向性】

- 歳児構成は4歳児及び5歳児とする。
- 定員数は、区立幼稚園2園分の合計定員の概ね3分の2、1号認定子ども(幼稚園児)は、区立幼稚園2園分の各歳児合計の概ね2分の1を目安とし、周辺の保育ニーズや施設規模を勘案して決定する。

前述のとおり、区立さくらだこども園は、3歳児も含めた保育所待機児童解消の課題解決のため、1号認定子ども(幼稚園児)と2号認定子ども(保育園児)のバランスよい定員設定を考え、「幼保連携型」の認定こども園として、各歳児30名という均一の定員設定を行い、これまで、地域ニーズに応える形でその役割を果たしてきた。

一方、今後新たに設置する認定こども園は、類型を「幼稚園型」にすることから、区立幼稚園が従前から2年保育としていることを踏まえた1号認定子ども(幼稚園児)の受け入れを考えるとともに、私立幼稚園が相当数の園児を受け入れていることや将来的な少子化による需要減少なども考慮した歳児構成や定員を検討する必要がある。

また、後述により説明する、既存の区立幼稚園の場所を活用した認定こども園の設置を基本に考えると、施設規模を大きく拡張することは難しいとの意見が大勢を占めた。

そのため、今後新たに設置する認定こども園については、4歳児及び5歳児を対象とした歳児構成とし、定員数は、既存の区立幼稚園2園分の合計定員の概ね3分の2、そのうち1号認定子ども(幼稚園児)は、各歳児定員の概ね2分の1を目安とするのが望ましいとの結論に至った。

なお、新設する認定こども園の定員数や職員配置は、以下のようなイメージを持って検討を進めたが、詳細については、今後の地域ニーズや施設規模を検討する中で整理していくこととする。

【現在の区立幼稚園4園の定員数】

幼稚園名	4歳児	5歳児	合計
じゅうじょうなかはら幼稚園	33	35	68
うめのき幼稚園	33	35	68
ふくろ幼稚園	33	35	68
たきさん幼稚園	30	32	62

【新たに設置する認定こども園の歳児と定員のイメージ】

施設	4歳	5歳	計
A 幼稚園	33	35	68
B 幼稚園	33	35	68
合計	66	70	136
↓			
C こども園（1号）	30~40	30~40	60~80
（2号）	10名程度	10名程度	20名程度
合計	40~50	40~50	80~100

(3) 設置場所

【今後の方向性】

- ・滝野川地区での設置には課題が多く、引き続き、適地を検討していくこととして、赤羽地区での設置を先行して進める。
- ・赤羽地区は、うめのき幼稚園の場所に新たな認定こども園を設置することを基本として、今後、さらなる詳細検討を進める。

新たに設置する認定こども園については、さくらだこども園と同様、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行することを基本に、その設置場所についても、区立幼稚園の存する現在地と、「学校施設跡地利活用計画」を踏まえた学校跡地の活用との両面から検討することとした。

そのうえで、滝野川地区については、区が平成30年3月に「学校施設跡地利活用計画」を策定し、旧滝野川第六小学校（以下、「旧滝六小」という。）において、保育所待機児童解消に資する認定こども園の設置検討を基本的方向に位置づけていることから、滝野川地区での検討を赤羽地区より優先して検討することとしてきた。

しかし、具体的な検討を進める中で、以下のとおり、滝野川地区での設置には課題が多いことから、赤羽地区での設置を先行して進めることとした。

(ア) 滝野川地区

滝野川地区については、前述のとおり、旧滝六小の活用と、区立たきさん幼稚園の場所での設置の両面から検討を行った。

まず、旧滝六小であるが、地域の保育ニーズや近隣の私立幼稚園への影響、立地条件や敷地面積を踏まえた東京フランス学園との分割利用や施設規模と定員設定などを検討した。

その結果、旧滝六小の周辺地域には、現在は保育所待機児童が少なく、今後も保育ニーズの急激な増大は見込まれないうえ、既に近隣の私立幼稚園で多くの園児を受け入れていること、また、敷地ががけ地による高低差のある場所にあり、

接道が一面だけであるなど、施設建設コストが大きくなるという懸念も出てきた。

次に、区立たきさん幼稚園の場所であるが、この場所については、平成27年当時の検討においても、敷地内での増築には、2項道路の解消が必要であり、敷地形状を変えざるを得ず、調理室等の必要設備を増築するには敷地に余裕がなく、この調整には相当の時間を要することが課題となっており、この状況は現在も変わっていない。

これらのことから、いずれの場所についても、現時点では、早期に認定こども園を設置することは難しいと判断できるため、滝野川地区については、引き続き、適地を検討していくこととすべきとの結論に至った。

【たきさん幼稚園の概要】

敷地面積	学校敷地内
建物延床面積	約509㎡
運動場面積	約500㎡
学級数	3
課題	<ul style="list-style-type: none">・調理室の設置が必要であり、保育室も3部屋しかない。・2項道路を解消する必要がある。

【メリット・デメリット】

	メリット	デメリット
旧滝六小	<ul style="list-style-type: none"> •現在の認可基準に適合した施設ができる。 •調理室の新設ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> •接道条件が悪く、がけ地であることもあって建築コストが高くなる見込みである。 •がけ地であることから2方向避難路の確保に工夫が必要である。
たきさん幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> •既存施設の転用ができればコストを抑えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> •調理室の新設、部屋数の増設が必要であり、2項道路・既存不適格の解消、増築・大規模改修の検討が必要である。

(イ) 赤羽地区

赤羽地区には、2つの区立幼稚園（ふくろ幼稚園、うめのき幼稚園）がある。

まず、ふくろ幼稚園であるが、当該幼稚園は前述のとおり、令和3年度末をもって休園することとなっており、当該敷地は、独立行政法人都市再生機構から借用しているものであるため、園舎に調理室等を増築することには課題があり、当該園舎を活用して認定こども園を開設することは難しい状況である。

次に、うめのき幼稚園であるが、当該幼稚園は、路地状敷地を解消する必要があるなどの一定の課題はあるものの、調理室等を増築するための敷地には余裕がある。

また、当該幼稚園は、区立梅木小学校と同じ敷地に設置されており、区立西が丘保育園とも隣接しているため、これまでも幼稚園、保育園、小学校の児童・教職員による保幼小連携の取組みを進めており、この場所に区立認定こども園を設置することで、「きらきら0年生応援プロジェクト」のさらなる推進や、教員研究の合同実施や学校行事の交流など学校ファミリー構想の一層の充実も期待できる。

なお、赤羽地区についても、学校跡地等の遊休施設の活用を検討したが、いずれも、早期に認定こども園を設置する場所として、いくつかの課題が出された。

あわせて、赤羽地区ではないが、区立じゅうじょうなかはら幼稚園の場所での設置についても検討したが、当該幼稚園については、敷地の一部が今後の道路拡幅工事区域に含まれており、調理室等の増築も困難であると見込まれていることから、認定こども園の設置場所としては適当でないことがわかった。

以上のことから、新たな区立認定こども園の設置場所としては、区立うめのき幼稚園の場所を基本として、さらに詳細な検討を進める必要があるとの結論に至った。

【うめのき幼稚園の概要】

敷地面積	学校敷地内
建物延床面積	約493㎡
運動場面積	約500㎡
学級数	3
課題	<ul style="list-style-type: none">・調理室の設置が必要。また保育室も3部屋しかない。・路地状敷地を解消する必要がある。

◆検討結果のまとめ

(1) 類型

今後新設する認定こどもの類型は、「幼稚園型認定こども園」とする。また、さくらだこども園も将来的には「幼保連携型」から「幼稚園型」に移行する。

(2) 歳児構成と定員

①歳児構成

1号認定子ども（幼稚園児）及び2号認定子ども（保育園枠）とも、4歳児及び5歳児とする。また、さくらだこども園も将来的には、4歳児からの受入れに移行する。

②定員

定員数は、区立幼稚園2園分の合計定員の3分の2、1号認定子ども（幼稚園児）は、区立幼稚園2園分の各歳児合計の概ね2分の1を目安とし、周辺の保育ニーズや施設規模を勘案して決定する。

(3) 設置場所

滝野川地区は適地を引き続き検討することとし、赤羽地区での開設を先行して進め、区立うめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を設置することを基本として、今後、さらに詳細な検討を進める。

東京都北区立認定こども園検討委員会設置要綱

2北教教学第1026号
令和2年4月5日
教育長 決 裁

(設置)

第1条 東京都北区立認定こども園（以下「区立認定こども園」という。）の設置に向けて必要な事項を検討するため、東京都北区立認定こども園検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 区立認定こども園を設置するための具体的な施策に関すること。
- (2) 区立幼稚園から区立認定こども園への移行に関すること。
- (3) その他、教育長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議等)

第4条 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 検討委員会は、会長が招集する。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、教育振興部学校支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付則（令和2年4月5日付2北教教学第1026号教育長決裁）
この要綱は、令和2年4月5日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	教育振興部長
副会長	子ども未来部長
委員	政策経営部企画課長
	総務部職員課長
	総務部営繕課長
	教育振興部教育政策課長
	教育振興部学校改築施設管理課長
	教育振興部学校支援課長
	教育振興部教育指導課長
	教育振興部幼稚園・こども園長会長
	子ども未来部子ども環境応援担当課長
	子ども未来部保育課長

東京都北区立認定こども園検討委員会 委員・事務局名簿

役 職	所 属	氏 名	備 考
会長	教育振興部長	小野村 弘幸	
副会長	子ども未来部長	早川 雅子	
委員	企画課長	倉林 巧	
	職員課長	松田 秀行	
	営繕課長	長部 洋一	
	教育政策課長	松村 誠司	
	学校改築施設管理課長	馬場 秀和	
	学校支援課長	千田 琢己	
	教育指導課長	畔柳 信之	
	子ども環境応援担当課長	鈴木 正彦	10月まで
	子ども環境応援担当課長	染矢 悠司	11月から
	保育課長	土屋 修二	
	さくらだこども園園長	西澤 尚子	
事務局	学校支援係長	谷山 美衣	
	学校支援係主査	高田 大介	
	学校支援係	佐藤 芳宣	

日程表

	開催日	内容
第1回	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園設置の経緯及び現在整理されていること 検討課題について 今後の予定
第2回	5月22日	<ul style="list-style-type: none"> 第一回検討委員会を踏まえた類型、定員、再編について
第3回	6月26日	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状について 赤羽地区の計画について
第4回	11月5日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回会議以降の変更点等 認定こども園検討委員会報告書（案）について
第5回	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園検討委員会報告書（案）について

「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方」の策定について

1 要 旨

令和元年12月に文部科学省から提唱された児童・生徒1人1台の学習用端末と学習活動に用いる高速通信ネットワークを一体的に整備する「GIGA スクール構想」の実現に向けて、北区における基本的な考え方を整理するため、「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方を策定する。

2 現 況（経過等）

令和元年12月19日 「GIGA スクール構想」提唱
令和2年 4月15日 北区 GIGA スクール構想推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）（第1回）
4月23日 PT（第2回）
6月12日 PT（第3回）
11月 4日 PT（第4回）
11月25日 教員・保護者アンケート実施（～12月7日）
令和3年 1月19日 PT（第5回）
※ PT のほか、北区 G I G A スクール構想運用検討委員会を
2回開催
2月26日 北区教育委員会において議決・策定

3 「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方

（1）中央教育審議会の令和3年1月答申

ア 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- ・ 「新学習指導要領の着実な実施」と「ICT の活用」により、一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようすることが必要。

イ 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

- ・ 学校教育の目指すべき姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、“個別最適な学び”と、“協働的な学び”の実現」とする。

ウ 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた ICT 活用の考え方

- ・ 「令和の日本型学校教育」を実現し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、“個

別最適な学び”と、“協働的な学び”を実現するためには、ICTは必要不可欠。

(2) GiGA スクール構想が目指す次世代の学校・教育現場

ア 一斉学習

子どもたち一人ひとりの反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に

イ 個別学習

一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能

ウ 協働学習

各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる

(3) GiGA スクール構想における ICT 環境の整備・活用

Society5.0 時代に向けた「情報活用能力」、「問題発見・解決能力」等の学習の基盤となる資質・能力の育成をはじめ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現にきわめて大きな役割を果たす。

(4) 次世代人材に求められる資質・能力を育むための ICT の活用に関する基本方針

ア 児童・生徒

- ・ 自律的な ICT 利活用の推進
- ・ 段階に応じた ICT スキル習得の推進
- ・ 個別最適な学びの実現

イ 教員

- ・ 児童・生徒間の関係性等の可視化・個別ケア
- ・ 学校外のリソースを活用した実践的な指導

(5) 効果測定

具体的な目標値を定め、効果測定を実施し、充実を図る。

4 今後の予定

令和3年 4月 1日 北区の「GiGA スクール構想」運用開始

令和3年度中 ICT の活用に関する運用方針策定

「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方

令和3年2月
東京都北区教育委員会

背景

1 GIGA スクール構想

国は、「GIGA スクール構想の実現」のために、学校における「高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）」と、義務教育段階における「1人1台端末」の整備について、令和5年度までの実現を目指した、令和元年度補正予算を編成しました。

この背景には、次のようなものがあります。

① Society5.0時代の学び

“Society5.0時代に生きる子供たちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテム”であり“1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」”である。（令和元年12月9日文科科学大臣メッセージ）

② 学校 ICT 環境整備の状況

令和2年3月1日時点での「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」の全国平均は、4.9人/台となっている。

また、PISA2018の調査結果によると、日本は他国と比べて、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中最下位となっている。

「GIGA スクール構想」は、令和5年度までの実現を目指し動き始めましたが、令和2年になり新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、その対策として一斉臨時休業等が実施されるなど、社会情勢は大きく変化したことから、「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ICT の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急実現する必要性が生じました。

そこで国は、「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」のために、「一人一台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等を盛り込んだ、令和2年度補正予算を編成しました。

このように準備が進んでいる「GIGA スクール構想」が目指しているものは、「個別最適な学び」の実現です。ここでいう「個別最適な学び」とは、次の2つに要約されます。

① 指導の個別化

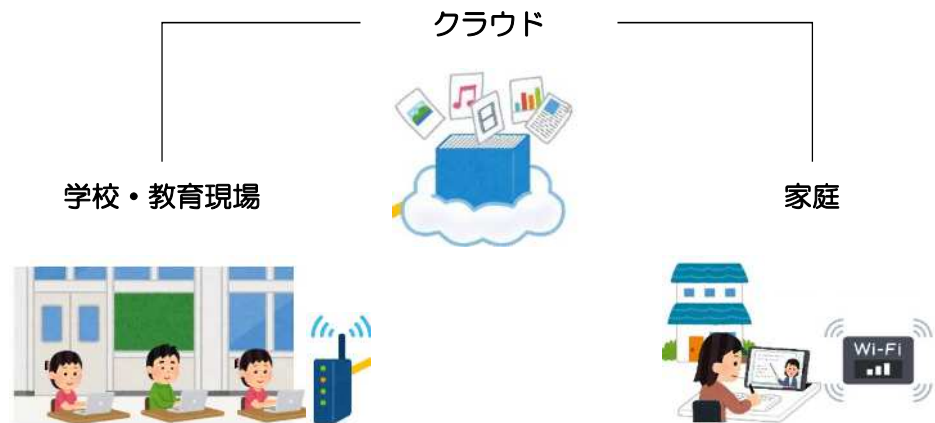
基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、

- ・ 支援が必要な子どもにより重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
- ・ 特性や学習進度等に応じ指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う。

② 学習の個性化

基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子どもの興味・関心等に応じ、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する。

GIGA スクール構想の取組



- 1人1台端末の整備
- 高速大容量・機密性の高いネットワークの整備

- 家庭のオンライン学習環境整備

2 北区教育ビジョン 2020

北区教育委員会は、令和2年3月に「北区教育ビジョン 2020」を策定しました。この中で、「北区教育ビジョン 2020 の基本的な考え方」として、“Society5.0 時代を迎え、人間としての強みがどこにあるか、どのように学びに向き合えばいいのかが問われる時代に” なってきていることを踏まえ、これからの北区の教育として“大きく変化する社会に適応した施策を具現化し、激動の時代を豊かに生き抜く人材を育むとともに、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会」、「ともに学び、ともに育つ社会」の実現を目指す。” ことを掲げました。

また、これからの北区の教育を具体的に推し進めるため、次のように施策を展開していくこととしています。

取組の方向	主な施策・事業
5 共に学び合い、共に成長する力を育てる	【主な施策】一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の推進
7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす	【主な施策】情報活用能力の育成 ○ 「プログラミング教育」の推進・情報活用能力の育成 ○ ICT の活用による「主体的・対話的で深い学び」の推進 【重点事業】ICT 教育の充実 ○ ICT を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践 ○ 「個別学習」や「協働学習」の推進

現状・課題・期待

1 教職員・保護者アンケート

北区教育委員会は、北区における「GIGA スクール構想」の実現に向けて、教職員や保護者が ICT を活用した教育に対してどのような考えを持っているか、以下のとおりアンケートを実施しました。

	教員アンケート	保護者アンケート
実施期間	令和2年11月下旬～12月上旬	
実施方法	Google フォーム形式のアンケート URL を E メール等で発信・集計	
総回答数	4, 238件	
調査内容	ICT 活用の現状及び今後の活用推進に向けた期待・課題	家庭での ICT 活用状況及び学校 ICT 化に対する期待・不安

2 教職員の考える現状・課題・期待

(1) 現状

- ・約5割の教職員がほぼ毎日 ICT を活用している
- ・若手教員ほど ICT を活用した授業づくりに積極的である

(2) 課題（懸念）

- ・1人1台端末が実現したあとの活用方法のイメージがつかない
- ・約1割強の教職員は、ICT を月1回以下又は全く活用していない

(3) 期待

- ・1人1台端末実現後には、約8割の教員が今以上に ICT を活用する意向がある
- ・最も期待が高いのは、「デジタル教科書・ドリル教材」

3 保護者の考える現状・課題・期待

(1) 現状

- ・家庭における ICT の利用は、「動画の閲覧」や「ゲーム」が半数を占めている

(2) 課題（懸念）

- ・チャット機能等による「悪口・いやがらせ・仲間はずれ」の発生
- ・自分が子どもに使い方を教えることができない

(3) 期待

- ・最も期待が高いのは、「学校との連絡対応の効率化」

4 GIGA スクール構想の実現のために必要な対応

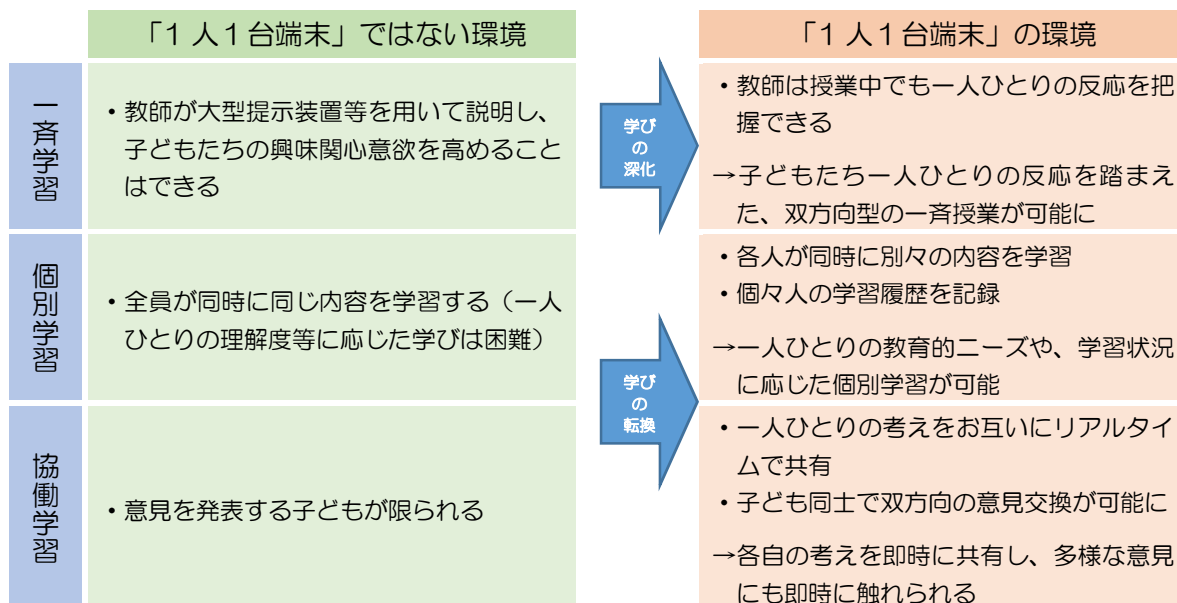
アンケート結果から、主に、教職員は「教職員間の ICT 能力の格差」があること、保護者は「児童・生徒間のトラブルの発生の恐れ」があることを課題と考えていると分かりました。教育委員会では、これらの課題を解決するために必要な対応を検討・実施してまいります。

「東京都北区 GIGA スクール構想」における基本的な考え方

1 GIGA スクール構想が目指す次世代の学校・教育現場

「GIGA スクール構想」は、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現し、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出すとともに、個別最適な学びと、協働的な学びを実現することを目指しています。

「GIGA スクール構想」がもたらす学校・教育現場の変化の例として、次のようなものがイメージされています。



(出典：「GIGA スクール構想の実現へ」文部科学省作成)

2 次世代人材に求められる資質・能力の育成

新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を『知識及び技能』、『思考力、判断力、表現力等』、『学びに向かう力、人間性等』の3つの柱で再整理しており、この3つの柱をバランスよく育成することが必要であるとされています。

中央教育審議会の令和3年1月答申では、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力として、「新学習指導要領の着実な実施」と「ICTの活用」により、「一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要」とであるとされました。

また、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、その目指すべき姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、“個別最適な学び”と、“協働的な学び”の実現」としています。

ICTの活用は、「令和の日本型学校教育」の構築に必要不可欠なものになります。GIGAスクール構想におけるICT環境の整備・活用は、情報化が加速度的に進むSociety5.0時代に向け

た「情報活用能力」、「問題発見・解決能力」等の学習の基盤となる資質・能力の育成をはじめ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現にきわめて大きな役割を果たし得るものと考えられます。

3 次世代人材に求められる資質・能力を育むための ICT の活用に関する基本方針

① 児童・生徒

- ・ 自律的な ICT 利活用の推進
- ・ 段階に応じた ICT スキル習得の推進
- ・ 個別最適な学びの実現
- ・ 義務教育後も活用可能なデータ蓄積
- ・ 課題解決力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの実現
- ・ 児童・生徒を誰一人取り残さない ICT 活用支援

② 教員

- ・ 児童・生徒間の関係性等の可視化・個別ケア
- ・ 教員の生産性向上・労働量削減に資するシステム
- ・ 学校外のリソースを活用した実践的な指導
- ・ 教員全体で ICT を推進する体制構築・風土の醸成
- ・ 円滑な ICT 活用を実現するための研修・支援の実施

4 「東京都北区 GIGA スクール構想」における ICT の活用に関する運用方針

アンケートで得られた教職員や保護者の意向等を踏まえながら、「東京都北区 GIGA スクール構想」における ICT の活用に関する運用方針について、別途策定します。

5 効果測定

「GIGA スクール構想」において、より効果的な教育の質の向上につなげるためには、実施した事業についての効果を検証していく必要があります。一方で、教職員をはじめ、児童・生徒を含む学校現場における ICT の活用状況を一朝一夕に向上させることは非常に困難であると考えられます。

このことから、あらかじめ ICT 活用状況に関する具体的な目標値を定めた上で、効果測定を行い、東京都北区 GIGA スクール構想における教育の充実を図ります。

1 件 名

知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について

2 要 旨

知的障害特別支援学級設置方針検討委員会において、検討結果を取りまとめたので報告する。

3 経 過

知的障害特別支援学級在籍者数の増加と、同学級を設置していない地区があることによる児童・生徒や保護者の負担に対応するため、教育委員会では、平成30年度に「小・中学校における特別支援学級設置方針」を策定して以降、同学級を令和2年度に滝野川第五小に開設し、令和3年度には堀船中に開設する準備を進めている。

令和2年度の北区立小・中学校の同学級在籍児童・生徒数は、平成27年度と比較して、小学校は約1.6倍、中学校は約1.3倍となっており、当面は、児童・生徒数の増加や特別支援教育に関する理解の高まりに伴い、同学級に通う児童・生徒数がさらに増加することが想定されることから、令和2年度に知的障害特別支援学級設置方針検討委員会を設置し、3回開催して検討結果を取りまとめた。

4 主な内容（別紙資料参照）

（1）滝野川地域の中学校設置校の地域偏在について（9頁）

中学校の設置校については、北区の大部分のエリアにおいて、直線距離で一番近い中学校の設置校までが概ね1.5キロ以内であるのに対し、区界の田端一丁目から明桜中までが約3.2キロ、滝野川紅葉中までが約3.5キロ、堀船中までが約2.5キロとなっている。そのため、今後、飛鳥中に知的障害特別支援学級を開設できるよう、現在行っているリノベーション改修に合わせて教室の設えを整備し、堀船中での同学級開設後の入級希望者の動向を検証したうえで、飛鳥中での同学級開設について検討していく。

（2）今後の知的障害特別支援学級設置方針について（10頁）

①北区の現状や他区の状況、「北区立小・中学校整備方針」の内容を総合的に勘案し、知的障害特別支援学級設置校1校あたりの受入れ可能人数を、原則として4学級32人までとする。ただし、学

校施設の状況で学級増設ができる場合は、6学級48人までとする。

- ② 今回の令和7年度までの推計結果では、浮間小を除き、設置校1校当たりの最大学級数が4学級であることから、当面の知的障害特別支援学級入級希望者の増加に対しては、原則として設置校の既存の同学級スペース内での学級増設で対応する。
- ③ 実際の入級希望者数が設置校の受入れ可能人数を超える場合は、保護者との話し合いにより別の設置校を案内する。
- ④ ③の状況や、毎年度の推計結果の見直しにより入級希望者数が設置校の受入れ可能人数を超えることが複数年続くと見込まれる場合には、未設置校への学級開設を検討する。

5 報告予定等

令和3年 3月 文教子ども委員会報告
特別支援学級設置校長会報告
定例校園長会報告
子ども・子育て会議報告

令和2年度

東京都北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置方針

検討委員会報告書

令和3年1月

東京都北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置方針

検討委員会

目次

1	経緯	1
2	知的障害特別支援学級児童・生徒数のこれまでの推移及び将来見込み	3
(1)	全国・東京都・北区のこれまでの推移の比較（平成22年度～令和元年度）	3
(2)	北区のこれまでの推移と将来見込み	3
ア	北区のこれまでの推移	3
イ	北区の将来見込み	4
ウ	知的障害特別支援学級在籍者数の将来見込みの推計方法	4
(3)	小学校の将来見込み	6
ア	小学校設置校別 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数（令和3年度～7年度見込み）	6
イ	小学校全体 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数（令和3年度～7年度見込み）	7
(4)	中学校の将来見込み	8
ア	中学校設置校別 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数（令和3年度～7年度見込み）	8
イ	中学校全体 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数（令和3年度～7年度見込み）	8
3	設置校1校あたりの受入れ可能人数の設定等（23区調査結果）	9
4	滝野川地域の中学校設置校の地域偏在について	9
5	今後の知的障害特別支援学級設置方針について	10
6	自閉症・情緒障害特別支援学級について	10
参考資料1	東京都北区知的障害特別支援学級設置方針検討委員会設置要綱	11
参考資料2	東京都北区立知的障害特別支援学級設置方針検討委員会 委員名簿	13
参考資料3	検討委員会検討経過	13
参考資料4	北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置校分布図	14、15

1 経緯

(1) 「小・中学校における特別支援学級設置方針」

北区の知的障害特別支援学級については、平成22年度に浮間小、平成23年度に浮間中に新たに学級を開設して以降も在籍児童・生徒数が増加しており、平成29年度は平成23年度に比べ、小・中学校合わせて約1.3倍(209人→263人)となった。また、知的障害特別支援学級を設置していない地区があることによる児童・生徒や保護者の負担への対応も必要であった。

これらの現状を踏まえ、北区教育委員会では、第三次北区特別支援教育推進計画(平成30年度～令和4年度)において、重点施策の1つとして「児童・生徒数、通学距離に応じた知的障害特別支援学級(固定学級)設置校の検討・見直し」を掲げ、平成30年9月に「小・中学校における特別支援学級設置方針」(同年11月文教子ども委員会報告)を策定した。その中で、子どもの育ちを考慮し、できるだけ早期からの支援を行うため、まずは知的障害特別支援学級が設置されていない滝野川東地区の滝野川第五小へ平成32年度(令和2年度)に新たに知的障害特別支援学級を開設するとともに、中学校については児童・生徒の状況に鑑み学級の設置を今後検討することとした。

(2) 堀船中での知的障害特別支援学級開設

中学校の知的障害特別支援学級については、浮間中、稲付中、赤羽岩淵中、明桜中、滝野川紅葉中の5校に設置しているが、滝野川地域にあるのは滝野川紅葉中1校であり、特に堀船、昭和町、東田端方面には設置校がないため、これらの地域の児童・生徒は、比較的通学距離がある明桜中や滝野川紅葉中に通学している状況があり、中学校の設置校の地域偏在への対応も必要であった。

また、明桜中の知的障害特別支援学級に通学する生徒が平成27年度以降増加し、令和元年度の在籍生徒数は32人(特別支援学級は児童・生徒8人につき1学級であるため4学級)で他校の約1.8倍となり、令和2年度見込みでは5学級の開設が必要な状況であった。

さらに、令和2年4月には滝野川第五小に知的障害特別支援学級を開設することから、同校卒業生が通学しやすい場所の中学校への知的障害特別支援学級の設置についても検討する必要性が生じた。

そのため、堀船、昭和町、東田端方面から明桜中に通学している生徒の負担軽減を図るとともに、明桜中の在籍生徒数の緩和を図り、かつ、滝野川第五小からの進学先の確保にも資することを目的として、令和3年4月に堀船中に知的障害特別支援学級を新たに開設することとした。(令和2年2月文教子ども委員会報告)

(3) 知的障害特別支援学級設置方針検討委員会の設置

令和2年度の知的障害特別支援学級在籍児童・生徒数は、平成27年度と比較して、小学校は約1.6倍、中学校は約1.3倍となっており、さらに当面は、児童・生徒数の増加や特別支援教育に関する理解の高まりに伴い、知的障害特別支援学級に通う児童・生徒数も増加することが想定されることから、令和2年度に知的障害特別支援学級設置方針検討委員会を設置し、同学級の今後の開設計画を検討して対策を講じることとした。（令和2年6月文教子ども委員会報告）

そこで、今般、東京都北区立小・中学校知的障害特別支援学級設置方針検討委員会を設置し、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

2 知的障害特別支援学級児童・生徒数のこれまでの推移及び将来見込み

(1) 全国・東京都・北区のこれまでの推移の比較（平成22年度～令和元年度）

年度	H22			H23	H24	H25	H26
	小・中学校 全児童・生徒数 A	知的障害学級 在籍者数 B	在籍率 B/A	在籍率 B/A	在籍率 B/A	在籍率 B/A	在籍率 B/A
全国	10,551,542 人	80,099 人	0.76%	0.80%	0.84%	0.89%	0.94%
東京都	789,791 人	7,488 人	0.95%	0.99%	1.01%	1.03%	1.06%
北区	16,411 人	195 人	1.19%	1.27%	1.22%	1.26%	1.23%

年度	H27	H28	H29	H30	R 元 (H22 比較)		
	在籍率 B/A	在籍率 B/A	在籍率 B/A	在籍率 B/A	小・中学校 全児童・生徒数 A	知的障害学級 在籍者数 B	在籍率 B/A
全国	1.00%	1.08%	1.16%	1.25%	9,627,434 (△924,108 人)	129,267 人 (+49,168 人)	1.34% (+0.58)
東京都	1.10%	1.12%	1.15%	1.19%	815,116 人 (+25,325 人)	10,076 人 (+2,588 人)	1.24% (+0.29)
北区	1.36%	1.46%	1.56%	1.62%	17,018 人 (+607 人)	291 人 (+96 人)	1.71% (+0.52)

- 全国、東京都、北区の「小・中学校全児童・生徒数 (A)」に占める「知的障害学級在籍者数 (B)」の「在籍率 (B/A)」は、北区の平成 24 年度・26 年度を除き、毎年度増加している。
- 在籍率の伸びを計算すると、毎年度平均で、全国で約 1.07 倍ずつ、東京都で約 1.03 倍ずつ、北区で約 1.04 倍ずつ伸びている。

(2) 北区のこれまでの推移と将来見込み

ア 北区のこれまでの推移

【北区立小学校 全体】知的障害学級 在籍者数・学級数（平成 27 年度～令和 2 年度実績）

北区立小学校	H27	H28	H29	H30	R 元	R2 (H27 比較)
児童生徒数 A	11,653	11,792	12,063	12,324	12,426	13,020 (+1,367 人)
知的障害学級 在籍者数 B	139	153	168	184	187	216 (+77 人)
知的障害学級数	22	23	25	26	28	31 (+9 学級)
出現率 B/A	1.19%	1.29%	1.39%	1.49%	1.50%	1.65% (+0.46)

- 北区立小学校の平成 27 年度の「通常の学級の児童・生徒数に対する知的障害特別支援学級在籍者数の出現率（以下、「出現率」という。）」は 1.19%で、平成 27 年度から令和 2 年度までの平均で、毎年度約 1.07 倍ずつ出現率が伸び、令和 2 年度の出現率は 1.65%。

【北区立中学校 全体】知的障害学級 在籍者数・学級数（平成 27 年度～令和 2 年度実績）

北区立中学校	H27	H28	H29	H30	R 元	R2 (H27 比較)
児童生徒数 A	4,606	4,565	4,505	4,338	4,301	4,360 (△246 人)
知的障害学級 在籍者数 B	86	90	95	91	104	109 (+23 人)
知的障害学級数	12	13	13	14	15	16 (+4 学級)
出現率 B/A	1.86%	1.97%	2.10%	2.09%	2.41%	2.50% (+0.64)

- 北区立中学校の平成 27 年度の出現率は 1.87%で、平成 27 年度から令和 2 年度までの平均で、毎年度約 1.06 倍ずつ出現率が伸び、令和 2 年度の出現率は 2.50%。

イ 北区の将来見込み

- 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、保護者の障害に対する受容が進んできていることなど、特別支援教育を巡る状況の変化を背景として、今後も一定程度の出現率の伸びが想定される。
- 今回の将来見込みの推計にあたっては、前出（3 ページ 2（1））の過去 10 年間の東京都の在籍率の伸び率 1.03 を使用し、出現率が毎年度 1.03 倍ずつ伸びるものとした。
- 令和 3 年度以降の通常の学級の児童・生徒数は東京都教育庁「令和 2 年度教育人口等推計」の数値を使用する。

ウ 知的障害特別支援学級在籍者数の将来見込みの推計方法

(ア) 推計の前提

- 知的障害特別支援学級の設置校が所在する地区と同一地区に住所がある児童・生徒が、当該設置校に通学することを前提とする。

例：赤羽東地区にある小学校の設置校（赤羽小、なでしこ小）の知的障害特別支援学級には、赤羽東地区に住所がある児童が通学することを前提とする。

(イ) 令和 3 年度分の将来見込み

- 令和 3 年度分は、「特別支援学級における学級編制調査（令和 2 年 12 月 1 日基準）」で東京都教育庁に提出した「設置校別の在籍者数（令和 3 年 4 月 1 日見込）」(a) とし、地区別の合計 (b) を算出する。

例：赤羽東地区の小学校の設置校 令和 3 年度の知的障害特別支援学級在籍者数見込み

$$(a) \text{ 赤羽小 } 25 \text{ 人} + (a) \text{ なでしこ小 } 11 \text{ 人} = (b) \text{ } 36 \text{ 人}$$

- 東京都教育庁「令和 2 年度教育人口等推計」に基づき、地区別に令和 3 年度の通常の学級の児童・生徒数を合計する (c)。

例：赤羽東地区の小学校 令和 3 年度通常の学級の児童数見込みの合計

$$\text{赤羽小、なでしこ小、岩淵小、第四岩淵小、神谷小、稲田小の合計} (c) \text{ } 2,174 \text{ 人}$$

- 地区別に、令和 3 年度の通常の学級の児童・生徒数に対する知的障害特別支援学級の児童・生徒数の出現率（以下、「出現率」という。）を求める (d)。

$$\text{例：赤羽東地区の小学校 令和 3 年度の出現率} (b) / (c) = (d) \text{ } 1.65\%$$

(ウ) 令和 4 年度分以降の将来見込み

- 東京都教育庁「令和 2 年度教育人口等推計」に基づき、地区別に令和 4 年度の通常の学級の児童・生徒数を合計する (e)。

例：赤羽東地区の小学校 令和 4 年度通常の学級の児童数見込みの合計

赤羽小、なでしこ小、岩淵小、第四岩淵小、神谷小、稲田小 (e) 2,218 人

- 地区別に、令和 3 年度の出現率 (d) に伸び率 1.03 を乗じて、令和 4 年度の出現率 (f) を計算する。

例：赤羽東地区の小学校 令和 4 年度の出現率

(d) 1.65% × 1.03 = (f) 1.69%

- 地区別に、令和 4 年度の知的障害学級在籍者数を計算 (g) し、地区に複数設置校がある場合は案分 (h) する。

例：赤羽東地区の小学校 (e) 2,218 人 × (f) 1.69% = (g) 37 人

→ (h) 赤羽小 26 人、(h) なでしこ小 11 人

- 以降、令和 5 年度～令和 7 年度分まで、(e) ～ (h) の手順を繰り返す。

(3) 小学校の将来見込み

ア 小学校設置校別 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数 (令和3年度～令和7年度見込み)

地区	設置校		R2 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7 (R2 比較)	※設置校以外 の小学校
浮間	浮間小	在籍者	39人	32	34	35	36	37 (△2人)	西浮間小
		学級	5学級	4	5	5	5	5	
赤羽 西	桐ヶ丘郷小	在籍者	18	18	18	19	20	20 (+2人)	西が丘小 梅木小 袋小 八幡小 赤羽台西小
		学級	3	3	3	3	3	3	
赤羽 東	赤羽小	在籍者	28	25	26	27	28	28	岩淵小 第四岩淵小 神谷小 稲田小
		学級	4	4	4	4	4	4	
	なでしこ小	在籍者	15	11	11	12	14	15	
		学級	2	2	2	2	2	2	
王子 西	王子第三小	在籍者	23	19	20	21	22	22 (△1人)	王子第二小 王子第五小 荒川小 十条台小
		学級	3	3	3	3	3	3	
王子 東	王子第一小	在籍者	21	22	23	25	27	29 (+8人)	王子小 東十条小 柳田小 としま若葉小 堀船小
		学級	3	3	3	4	4	4 (+1 学級)	
	豊川小	在籍者	20	26	28	29	30	31 (+11人)	
		学級	3	4	4	4	4	4 (+1 学級)	
滝野 川西	滝野川小	在籍者	26	22	24	25	26	27 (+1人)	滝野川第三小 滝野川もみじ 小 西ヶ原小 谷端小 田端小
		学級	4	3	3	4	4	4	
	滝野川 第二小	在籍者	21	23	24	25	26	27 (+6人)	
		学級	3	3	3	4	4	4 (+1 学級)	
滝野 川東	滝野川 第五小 (R2 開設)	在籍者	5	7	12	13	14	16 (+11人)	滝野川第四小
		学級	1	1	2	2	2	2 (+1 学級)	
小学校設置校 10 校 合計		在籍者	216	205	220	231	243	252 (+36人)	※設置校以外 の小学校 25 校
		学級	31	30	32	35	35	35 (+4 学級)	

※ 滝野川第五小は令和2年度開設のため、別の方法で推計。

※ なお、令和2年度の学級規模は、5学級が1校、4学級が2校、3学級が5校、2学級が1校、1学級が1校。

イ 小学校全体 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数（令和3年度～令和7年度見込み）

北区立小学校	R2(実績)	R3	R4	R5	R6	R7 (R2 比較)
児童生徒数 A	13,020 人	13,468	13,907	14,203	14,526	14,671 (+1,651 人)
知的障害学級 在籍者数 B	216 人	205	220	231	243	252 (+36 人)
知的障害学級数	31 学級	30	32	35	35	35 (+4 学級)
出現率 B/A	1.65%	1.52%	1.58%	1.62%	1.67%	1.71% (+0.06)

- 北区立小学校は、令和7年度時点で、知的障害学級在籍者数 36 人増、学級数 4 増が見込まれる。
 - ◇ 令和2年度と7年度の比較で学級数の増減があるのは、1 学級増が王子第一小（3→4）、豊川小（3→4）、滝野川第二小（3→4）、滝野川第五小（1→2）である。

(4) 中学校の将来見込み

ア 中学校 設置校別 知的障害特別支援学級 在籍者数・学級数 (令和3年度～令和7年度見込み)

地区	設置校		R2 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7 (R2 比較)	※設置校以外 の中学校
浮間	浮間中	在籍者	16人	20	20	24	26	28 (+12人)	—
		学級	2学級	3	3	3	4	4 (+2学級)	
赤羽西	稲付中	在籍者	19	19	21	22	22	23 (+4人)	桐ヶ丘中
		学級	3	3	3	3	3	3	
赤羽東	赤羽岩淵中	在籍者	20	23	23	25	28	30 (+10人)	神谷中
		学級	3	3	3	4	4	4 (+1学級)	
王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	十条富士見中
王子東	明桜中	在籍者	33	29	27	27	26	27 (△6人)	王子桜中
		学級	5	4	4	4	4	4 (△1学級)	
	堀船中 (R3 開設)	在籍者	—	2	6	8	10	11 (+11人)	
		学級	—	1	1	1	2	2 (+2学級)	
滝野川西	滝野川紅葉中	在籍者	21	23	24	26	27	29 (+8人)	飛鳥中 田端中
		学級	3	3	3	4	4	4 (+1学級)	
滝野川東	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校設置校 6 校合計		在籍者	109	116	121	132	139	148 (+39人)	※設置校以外 の中学校 6 校
		学級	16	17	17	19	21	21 (+6学級) (△1学級)	

※ 堀船中は令和3年度開設のため、別の方法で推計。

※ なお、令和2年度の学級規模は、5学級が1校、3学級が3校、2学級が1校。

イ 中学校全体 知的障害特別支援学級在籍者数・学級数 (令和3年度～令和7年度見込み)

北区立中学校	R2(実績)	R3	R4	R5	R6	R7 (R2 比較)
児童生徒数 A	4,360人	4,542	4,672	4,884	4,964	5,090 (+730人)
知的障害学級 在籍者数 B	109人	116	121	132	139	148 (+39人)
知的障害学級数	16学級	17	17	19	21	21 (+6学級) (△1学級)
出現率 B/A	2.50%	2.55%	2.58%	2.70%	2.80%	2.90% (+0.40)

- 北区立中学校は、令和7年度時点で、知的障害学級在籍者数 39人増、学級数6増、1減が見込まれる。

◇ 令和2年度と7年度の比較で学級数の増減があるのは、1学級増が赤羽岩淵中 (3→4)、滝野川紅葉中 (3→4)、2学級増が浮間中 (2→4)、堀船中 (令和3年度開設、0→2)、1学級減が明桜中 (5→4) である。

3 設置校 1 校あたりの受入れ可能人数の設定等（23 区調査結果）

(1) 各区設置校の最大学級数（令和 2 年度）

最大 6 学級の設置校がある：3 区（墨田区、練馬区、葛飾区）

最大 5 学級 “ : 6 区（新宿区、台東区、品川区、世田谷区、北区、江戸川区）

最大 4 学級 “ : 11 区（中央区、港区、文京区、江東区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、足立区）

最大 3 学級 “ : 3 区（千代田区、目黒区、渋谷区）

< 6 学級がある設置校 >

墨田区 a 小 H24~R 元 : 5 学級 ⇒ R 2 : 6 学級

練馬区 b 中 H24~H30 : 4 学級 ⇒ R 元 : 5 学級 ⇒ R 2 : 6 学級

c 中 H23~H29 : 5 学級 ⇒ H30 : 4 学級 ⇒ R 元 : 5 学級
⇒ R 2 : 6 学級

葛飾区 d 小 H26 : 3 学級 ⇒ H27 : 4 学級 ⇒ H28~R 元 : 5 学級

⇒ R 2 : 6 学級

(e 小 H29~H30 : 5 学級 ⇒ R 元 : 6 学級 ⇒ R 2 : 5 学級)

(2) 受入れ可能人数（定員）の設定 ⇒ 設けている 5 区

- (A 区) 学校（教室）のスペースや施設利用の物理的制限により 各学校の実情に合わせ定員を設定。
- (B 区) 受入れ定員として適正規模を 3 学級とし、学校の施設に支障がない場合は 4 学級、5 学級はそのときの状況により検討。学校の施設状況で学級増ができない場合は、近隣の設置校を案内。
- (C 区) 受入れ制限は設けていないが、受入れ可能人数は原則、1 校あたり 4 学級 32 人までとしている。
- (D 区) 学校施設の規模を踏まえ、A 中学校 6 学級 48 人、B 中学校 4 学級 32 人、他の中学校ではおおむね 5 学級 40 人を超えないよう学級編制を行う。
- (E 区) 学級数は、小・中学校ともに 4 学級を上限に考えている。ただし、ハード面を考慮し、上限を 2 学級、3 学級と決めている学校もある。
- (その他の区) 小学校での望ましい学級数は 3 学級としているが、それを超える学校が全体の半数以上となっている。

(3) 知的障害特別支援学級で希望者多数の場合、他校を案内している区 ⇒ 9 区

4 滝野川地域の中学校設置校の地域偏在について

- 小学校の知的障害特別支援学級設置校については、特段の地域偏在は見られないが、中学校の設置校については、北区の大部分のエリアにおいて、直線距離で一番近い中学校の設置校までが概ね 1.5 キロ以内であるのに対し、区界の田端一丁目から一番近い設置校の明桜中までが約 3.2 キロ、滝野川紅葉中までが約 3.5 キロとなっている。
- 堀船、昭和町、田端方面から明桜中や滝野川紅葉中の知的障害特別支援学級に通学している生徒や保護者の負担を軽減するため、令和 3 年 4 月に中学校の知的障害特別支援学級を堀船中に開設する予定である（田端一丁目からの直線距離は約 2.5 キロ）。
- 田端地区の最寄りの中学校である田端中については、今後、生徒数の増加が見込まれており、多目的教室の普通教室への転用を検討しなければならなくなる可能性が高く、同校に知的障害特別支援学級を開設することは現時点では物理的に難しい。

- そのため、飛鳥中に知的障害特別支援学級を開設できるよう設えを整備し、堀船中での知的障害特別支援学級開設後の滝野川地域の入級希望者の動向を検証したうえで、飛鳥中での知的障害特別支援学級開設について検討していく。

5 今後の知的障害特別支援学級設置方針について

- (1) 北区の現状や他区の状況、「北区立小・中学校整備方針（令和元年6月改定）」（※）の内容を総合的に勘案し、知的障害特別支援学級設置校1校あたりの受入れ可能人数を、原則として4学級32人までとする。ただし、学校施設の状況で学級増設ができる場合は、6学級48人までとする。なお、知的障害特別支援学級の教室の広さは、1学級（児童・生徒8人）につき普通教室の半分を目安とする。
- (2) 今回の令和7年度までの推計結果では、浮間小を除き、設置校1校当たりの最大学級数が4学級であることから、当面の知的障害特別支援学級入級希望者の増加に対しては、原則として設置校の既存の知的障害特別支援学級スペース内での学級増設で対応する。
- (3) 設置校での学級増設に際し、具体的な施設整備にあたっては、教育委員会と学校で調整を行う。その際には、児童・生徒の人口増加に伴う普通教室や学童クラブ室の確保、また、日本語適応指導教室や少人数学級と合わせて検討する。
- (4) 実際の入級希望者数が設置校の受入れ可能人数を超える場合は、保護者との話し合いにより別の設置校を案内する。
- (5) (4)の状況や、毎年度の推計結果の見直しにより入級希望者数が設置校の受入れ可能人数を超えることが複数年続くと見込まれる場合には、未設置校への学級開設を検討する。

※ 「北区立小・中学校整備方針」では、標準的な学校規模（12学級）の場合の教室等の規模を整備基準として定めているが、そこでは特別支援学級1学級の広さを普通教室の半分（0.5コマ）とし、特別支援学級全体のスペースを2.5コマとしている。

6 自閉症・情緒障害特別支援学級について

- 北区では、知的障害のない自閉症・情緒障害を有する児童・生徒を対象として、自閉症・情緒障害特別支援学級を王子小（令和2年4月開設）、王子桜中（令和3年4月開設）に設置している。
- 知的障害のない自閉症・情緒障害を有する児童・生徒に対しては、通常の学級と原則として同一の教育課程で教科等の指導を行う必要がある。そのため、特別支援学級担任が免許を所有していない教科については、東京都の時間講師、教員免許を所有している区採用の教科指導講師を配置しなければならないが、人材確保に課題がある。
- そのため、自閉症・情緒障害特別支援学級については、当面、王子小、王子桜中に加え、（仮称）都の北学園（令和6年4月開校に合わせて開設予定）のみの設置とする（平成30年11月文教子ども委員会報告「小・中学校における特別支援学級の設置方針について」）。

参考資料 1

東京都北区知的障害特別支援学級設置方針検討委員会設置要綱

2北教教セ第1463号
令和2年7月28日教育長決裁

(設置)

第1条 東京都北区立小・中学校における知的障害特別支援学級の児童・生徒数の増加や、知的障害特別支援学級設置校の地域的な偏在による児童・生徒や保護者への影響等の課題に対応するべく、今後の知的障害特別支援学級の設置方針を検討するため、東京都北区知的障害特別支援学級設置方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東京都北区立小・中学校における知的障害特別支援学級の今後の設置方針について検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 前項に掲げる者のほか、次に掲げる東京都北区教育委員会が任命する者を委員とする。

- (1) 東京都北区立小学校長代表
- (2) 東京都北区立中学校長代表

(任期)

第4条 委員等の任期は、検討委員会を設置した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(招集等)

第5条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育総合相談センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育振興部長
副委員長	子ども未来部長
委員	政策経営部企画課長
	教育振興部教育政策課長
	教育振興部学校改築施設管理課長
	教育振興部学校支援課長
	教育振興部教育指導課長
	教育環境調整担当部長付学校適正配置担当課長
	子ども未来部子ども未来課長
	子ども未来部子ども環境応援担当課長
	子ども未来部子どもわくわく課長
	子ども未来部保育課長
	子ども未来部子ども家庭支援センター所長

参考資料2

東京都北区立知的障害特別支援学級設置方針検討委員会 委員名簿

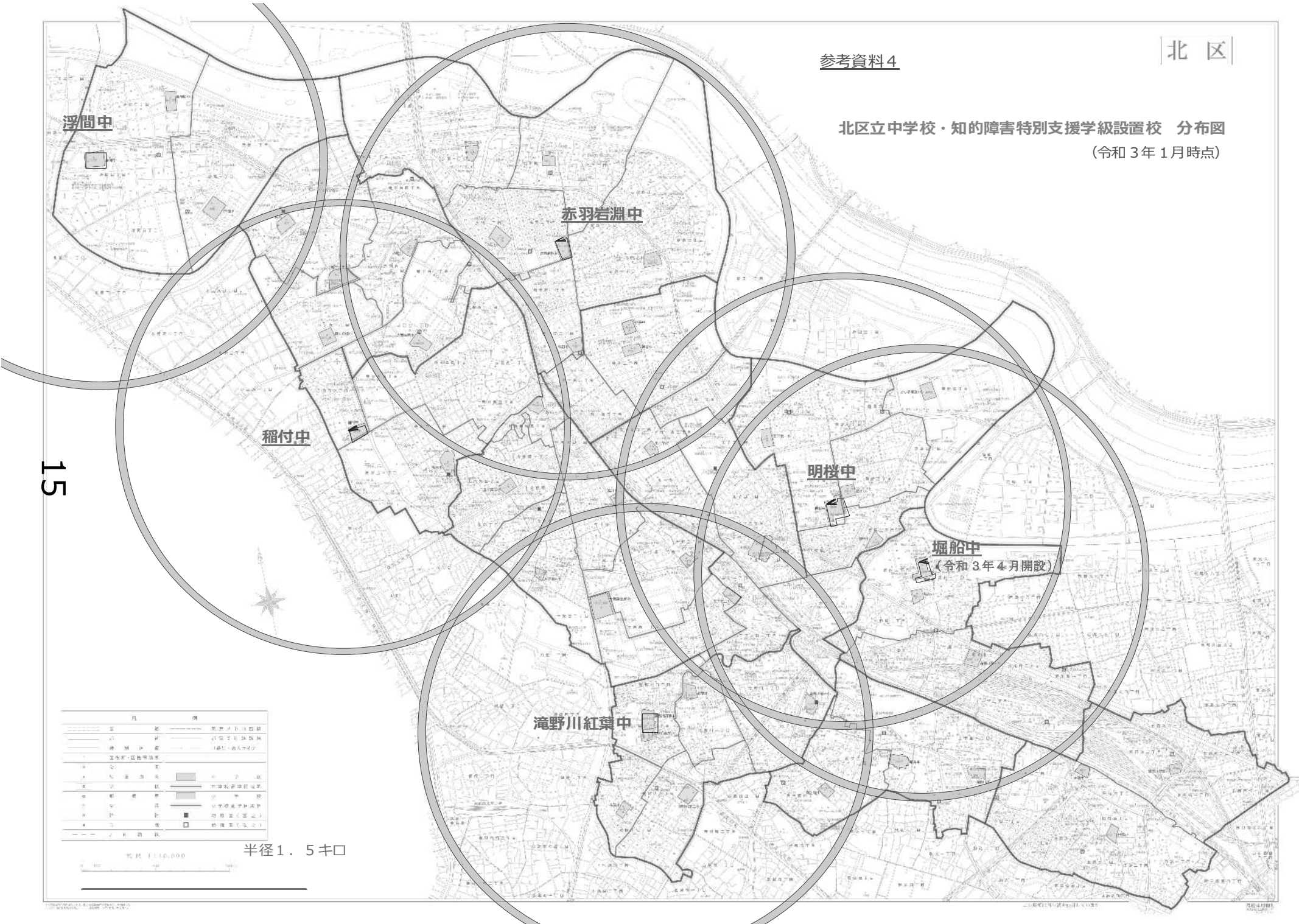
役 職	所 属	氏 名
委 員 長	教育振興部長	小野村 弘幸
副委員長	子ども未来部長	早川 雅子
委 員	浮間小学校長（小学校長代表）	宮崎 史隆
	明桜中学校長（中学校長代表）	五明 早苗
	企画課長	倉林 巧
	教育政策課長	松村 誠司
	学校改築施設管理課長	馬場 秀和
	学校支援課長	千田 琢己
	教育指導課長	畔柳 信之
	学校適正配置担当課長	持田 修
	子ども未来課長	鈴木 正彦
	子ども環境応援担当課長	染矢 悠司
	子どもわくわく課長	氏江 章
	保育課長	土屋 修二
	子ども家庭支援センター所長	酒井 史子

参考資料3

検討委員会検討経過

回 数	日 時	内 容
第1回	令和2年 8月5日	1. 知的障害特別支援学級在籍児童・生徒数の推移について 2. 知的障害特別支援学級児童・生徒の受入れに関する考え方について 3. 今後の進め方について
第2回	令和2年 11月12日	1. 知的障害特別支援学級在籍児童・生徒数のこれまでの推移及び将来見込みについて 2. 設置校1校あたりの受入れ可能人数の設定等について 3. 滝野川地域の中学校の設置校の地域偏在について 4. 今後の知的障害特別支援学級設置方針について 5. 自閉症・情緒障害特別支援学級について
第3回	令和3年 1月15日	1. 検討委員会報告書（案）について

北区立中学校・知的障害特別支援学級設置校 分布図
(令和 3 年 1 月時点)



15

凡 例	
区界	区界
町界	町界
区立中学校	区立中学校
知的障害特別支援学級設置校	知的障害特別支援学級設置校
半径1.5kmの円	半径1.5kmの円
河川	河川
道路	道路
公園	公園
駅	駅
バス停留所	バス停留所

半径1.5キロ

縮尺 1:10,000

35人学級への対応について

1 要 旨

近年の年少人口の増加に加え、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（義務教育標準法）の改正により、1学級あたりの児童数の上限を令和7年度までに順次35人とすることが見込まれていることから、令和3年度以降の普通教室の確保等に向けた、今後の取組を報告する。

2 経 過

近年の年少人口増加を踏まえ、平成30年度から北区人口推計等に基づく東京都北区教育委員会の権限に属する事務のあり方検討会（以下「人口検」という。）を設置し、関係部課が横断的に児童生徒数の情報の共有・検討を行っている。

3 現状及び課題

35人学級の完全導入に伴い、一部の小学校でさらなる教室確保のための取組が必要となるが、児童生徒数の増加には地域的な偏在があり、普通教室の確保が課題となる小学校がある一方、依然として適正規模を確保することが難しい小学校が見受けられる。

中学校については、現時点で早急な対策を必要とする学校はないが、生徒数の増加傾向がみられるため、引き続き動向を注視する。

4 令和元年度人口検により対応策の具体化を図ることとした学校の状況について

① 王子小

王子小敷地隣接地に増築棟を建設する。（令和4年度秋頃から増築棟活用予定）

② 東十条小

東十条小敷地及び隣接地に増築棟を整備する。

③ 滝野川小

引き続き対応策を検討する。

④ 田端小

人口増加局面においては、学童クラブの近隣施設への移転を含めて、教室確保策を引き続き検討する。

5 令和2年度人口検による今後の対応

都推計を基に、転用可能教室の状況、学童クラブの利用状況等を考慮の上、下記のとおり小学校を分類して対応を図ることとした。

(1) 対応策の具体化を図る学校

① 谷端小

リノベーション事業の中で、必要教室数の確保を図る。

② 滝野川第四小

リノベーション事業の中で、必要教室数の確保を図る。

(2) 対応策検討の要否について引き続き注視する学校

① 第四岩淵小

② 赤羽台西小

③ 神谷小、稲田小（※）

④ 浮間小、西浮間小（※）

※③は（仮称）都の北学園開校までの期間の児童数増加に対応するため、④は地域性を考慮して、2校あわせて児童数の推移を注視する。

6 その他の検討課題

今後の小学校における35人学級完全導入に向けて、各学校の諸室の利活用状況をさらに精査して、教育及び子育て環境の確保に取り組む。また、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について、引き続き国や都の動向を踏まえた上で検討を行う。

私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について

1 要 旨

令和元年 10 月より開始した幼児教育・保育の無償化で、私立幼稚園等に通う園児保護者の負担軽減を実施した。他区の状況や区内私立幼稚園の保育料などを踏まえ、さらなる経済的支援を実施する。

2 補助の内容

(1) 従来型幼稚園

私立幼稚園等において、保育料の上乗せを行うとともに、保育料以外に発生する、施設維持管理費や冷暖房費等の毎年度徴収されるもの（その他納付金）について、補助対象者を拡充し、すべての園児を補助対象とする。

別表 1 従来型幼稚園の保護者負担軽減事業費補助金の拡充

	令和 2 年度	令和 3 年度
補助額	27,500 円	31,000 円
	28,100 円～39,866 円	40,000 円

※施設等利用費 25,700 円（国 1/2・都 1/4・区 1/4）も金額に含む。

別表 2 その他納付金対象者の拡充

	令和 2 年度	令和 3 年度
補助対象者	住民税非課税世帯、第 3 子以降等	全園児（区内在住）
対象者数	約 250 人	約 3,000 人

(2) 新制度幼稚園

新制度幼稚園の教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもの（施設の環境維持向上のための費用等）で、保護者が毎年度徴収されるもの（特定負担額）について、月額 2,500 円を上限として、全園児を対象に補助を開始する。

3 今後の予定

- 令和 3 年 3 月 関係する要綱の改正等
- 令和 3 年 4 月 私立幼稚園等補助額の充実

ベビーシッターによる一時預かり利用補助の実施について

1 要 旨

保護者の多様なニーズに応えるとともに、子育てについての負担や不安の軽減を図るため、東京都の制度を活用したベビーシッターによる一時預かり利用補助を令和3年4月より実施する。

2 利用要件等

(1) 利用対象者

①日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者（保育認定の有無を問わない。）

②ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者

(2) 対象児童

0～5歳児（未就学児）

(3) 利用時間等

24時間365日

(4) 利用上限

児童一人当たり年144時間（多胎児の場合は児童一人当たり年288時間）

(5) 補助額

1時間当たり2,500円（上限）

※夜間帯（22時～翌7時）利用の場合は1時間当たり3,500円（上限）

(6) ベビーシッターの要件

本事業の参画事業者として東京都の認定を受けたベビーシッター事業者に所属している者で、東京都居宅訪問型保育基礎研修を修了している者

3 周知

令和3年3月20日 北区ニュース・北区ホームページによる周知の開始

4 その他

本事業は、東京都の補助率10/10の事業であるため、北区の公費負担は発生しない。

病児・病後児保育の拡充について

1 要 旨

多様な就労形態で働く保護者が、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育の拡充を図る。

現在、北区では、東京北医療センターで病児・病後児保育を、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施しているが、さらなる拡充策として、にじいろ保育園志茂と都立駒込病院の2施設で新たに病児・病後児保育を開始し、保護者の利便性を高める。

2 事業概要

(1) 令和3年4月に移設する「にじいろ保育園志茂」内に病児・病後児保育室を設置する。

名 称：(仮称) 病児病後児保育室にじいろ

所 在 地：北区志茂1-19-11

開 始 日：令和3年10月(併設する病院の開設に合わせて開始する予定)

対 象 者：満1歳から就学前までの病中または病気回復期の児童

定 員：4名(予定)

利用日時：月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時

利用料金：2,000円・食事代500円

(2) 都立駒込病院内に開設する病児・病後児保育施設に北区民枠を確保する。

名 称：東京都立駒込病院病児・病後児保育室 ろびん

所 在 地：文京区本駒込3-18-22

開 始 日：令和3年10月(予定)

対 象 者：生後4か月から小学3年生までの病中または病気回復期の児童

定 員：2名(利用状況を踏まえ最大4名まで拡大可能)

利用日時：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分

利用料金：3,000円・食事提供なし

※文京区の利用開始は令和3年2月

3 今後の予定

令和3年8月20日 北区ニュース・北区ホームページによる周知の開始

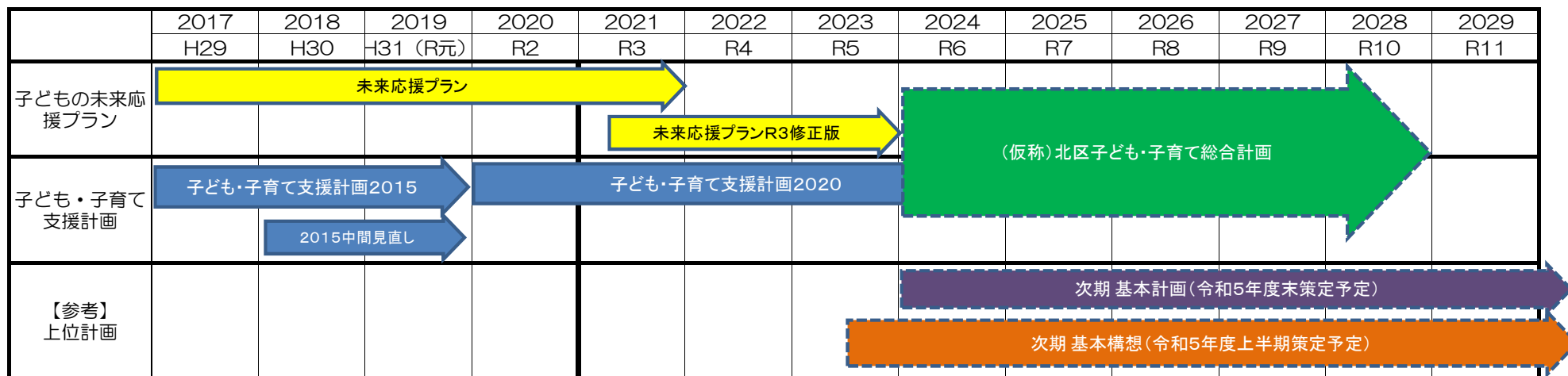
4 その他

都立施設である駒込病院の病児・病後児保育施設については、文京区との広域利用となるため、対象者等の利用条件は、施設所在区である文京区と同一とする。

なお、東京都との契約については、施設所在区である文京区が一括して行い、北区は文京区と協定を締結し、文京区に負担金を支払うこととなる。

北区子どもの未来応援プラン 今後のスケジュール見込み

資料3
 子ども・子育て会議資料
 令和3年3月25日



新規

長生きするなら北区が一番

17. 障害児者支援の充実に向けて

児童発達支援センターを設置し、子どもの発達障害を含む障害に関する相談支援体制の拡充を図るとともに、児童発達支援の給食費を区独自に補助することで、障害児支援の充実をめざす。また、入退院を繰り返すことが多い措置入院者に対して、入院中から退院後に向けた支援を開始し、地域生活へ円滑に移行できるプロセスを推進する。

I 児童発達支援センターへの移行に伴う機能拡充

予算額 130,968千円

目的、わらい等

子ども発達支援センターさくらんぼ園について、北区初の福祉型の児童発達支援センターに移行し、相談体制の拡充を図るとともに地域における中核的な療育施設として支援の拡充を図る。

児童発達支援事業として実施している子ども発達支援センターさくらんぼ園について、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターに移行し、子どもの発達障害を含む障害に関する相談支援体制の拡充を図るとともに、保育所等訪問支援の実施等により地域の障害児やその家族への支援の充実を図る。

※保育所等訪問支援

作業療法士、言語聴覚士、心理士等の専門職員が、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

経過・今後の予定

平成30年3月 第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画に児童発達支援センターの整備を計上

令和3年4月 児童発達支援センターへ移行

事業内容

児童発達支援事業（療育）として、未就学児童を対象に日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援するとともに、新たに給食提供を開始する。

また、保育所等訪問支援や地域向けの講演会の開催など、中核的な療育施設として地域支援を行っていくとともに、子どもの発達障害を含む障害に関する相談支援体制の拡充として、18歳未満の児童をもつ保護者に対象を広げる。

（児童発達支援センターへの移行に伴う機能拡充について）

子ども家庭支援センター所長 酒井 史子 ☎3914-9565

Ⅱ 児童発達支援給食費補助の開始

保護者負担をさらに軽減！

予算額 1,270千円

就学前障害児が児童発達支援サービスを利用する際に提供される給食について、保護者が負担した経費の一部を補助する。

目的、わらい等

国による就学前障害児の発達支援無償化がすでに開始されており、サービス利用料については全国的に利用者負担の軽減が図られている。

実費負担とされているサービス利用時の給食費について、その経費を区独自に補助することで更なる利用者負担の軽減を図るとともに、障害児の発達支援の充実をめざす。

経過・今後の予定

令和元年 10月	幼児教育の無償化・就学前障害児発達支援の無償化
令和 3年 4月	児童発達支援給食費補助事業の開始
7月以降	児童発達支援給食費補助申請書の受付開始

事業内容

対象サービス利用時に負担した給食費について、保護者からの申請に基づき補助する。

- (1) 対象サービス(児童福祉法に基づくもの)
児童発達支援及び医療型児童発達支援
- (2) 補助対象年齢
3～5歳
- (3) 補助対象経費
支払済みの給食費
※おやつ代は除く、一食あたりの上限額あり

【対象サービス利用者数】

210名(令和2年11月末時点)

(児童発達支援給食費補助の開始について)

障害福祉課長 加藤 富男 ☎3908-9085



18. 妊娠期から子育て期の切れ目のないきめ細かなサポート

産後デイケア事業の利用期間及び実施施設を拡大するとともに、オンラインによる「はぴママたまご・ひよこ面接」を本格実施する。

また、現在6か月までのお子さんのいる家庭向けに実施している育児支援や家事援助事業について、多胎児家庭を対象に新たに支援を開始する。

あわせて、子育て世帯のニーズを把握し、今後の子育て施策に生かすことを目的としたアンケート実施及び記念品の贈呈や、突発的なベビーシッター利用を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助するなどきめ細かなサポート体制を整備し、充実させる。

I 産後デイケア事業の拡充

予算額 24,136千円

目的、わらい等

核家族化が進み子育て環境が変化する中、子育てに関する悩みを持つ家庭が増えている。出産直後の母親の心身の疲労や悩み、またコロナ禍における育児不安等の軽減を図るために、産後デイケア事業の利用期間及び実施施設を拡大する。

経過等

平成27年4月 産後デイケア事業開始

令和2年4月 区内の民間団体と協働して実施規模を拡大するとともに、自己負担を半額程度に引き下げ

令和3年4月 利用期間及び実施施設を拡大

事業内容

産後デイケア事業では、助産師のいる施設で、産後の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援をしている。

令和3年4月からの母子保健法改正に伴い、産後デイケア事業の利用期間を産後4か月から産後6か月に拡大するとともに、実施施設を2施設から4施設(予定)に増やし、より利用しやすい環境を整える。

○産後デイケア事業の拡充内容

内容	現行	→	拡充後
利用期間	産後4か月		産後6か月
実施施設	区内2施設		区内4施設(予定)
年間利用予定	延288組		延1,166組

Ⅱ オンラインによる「はぴママたまご・ひよこ面接」の本格実施

予算額 2,298千円

目的、ねらい等

妊娠期から出産・子育て期にわたり、安心して子育てができるよう切れ目なく支援を行っていくため、すべての妊婦を対象に「はぴママたまご面接」を、生後6か月までの子どもの保護者を対象に「はぴママひよこ面接」を実施している。

新型コロナウイルス感染拡大を防止しつつ、保護者の育児不安の解消を図るため、令和2年9月以降、試行的に実施してきたオンラインによる「はぴママたまご・ひよこ面接」について、令和3年4月から本格実施する。

事業内容

(1) はぴママたまご面接

健康支援センターに来所することが困難な妊婦の方を対象に、ビデオ通話アプリを活用したオンラインによる面接を実施する。

(2) はぴママひよこ面接

長期の里帰り出産等により、期間中に子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンターに来館することが困難な保護者を対象に、オンラインを通じて子どもの状況を確認できる場合において、ビデオ通話アプリを活用したオンラインによる面接を実施する。

Ⅲ 多胎児家庭支援事業の開始

予算額 4,984千円

目的、ねらい等

多胎児家庭が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、3歳未満の多胎児がいる家庭に対し、ベビーシッターや産後ドゥーラ(専門支援員)による育児支援・家事支援を新たに開始し、安心して子育てをする環境を整備する。

事業内容

(1) ベビーシッターによる育児支援

3歳未満の多胎児家庭を対象にベビーシッターが訪問し育児の支援を行う。

【補助金額1時間あたり2,700円(上限)】

(2) 産後ドゥーラ(専門支援員)による育児・家事支援

1歳未満の多胎児家庭を対象に産後ドゥーラ認定を受けた専門支援員が訪問し、育児及び家事の支援を行う。【補助金額1時間あたり2,700円(上限)】

(産後デイケア事業、はぴママたまご面接について)

健康推進課長 内山 義明 ☎3908-9016

(はぴママひよこ面接、多胎児家庭支援事業について)

子ども家庭支援センター所長 酒井 史子 ☎3914-9565

IV みんなでお祝い輝きバースデー事業の充実

予算額 52,941千円

目的、ねらい等

北区在住の子育て家庭に対して、地域の民生委員・児童委員が直接招待状を手渡し、児童館等で実施するお祝い会・交流会(毎月実施)に招くことで、子ども同士・親同士の交流づくりのきっかけをつくとともに、地域での子育てを支援する。

令和3年度からは対象者に対して子育てに関するアンケートを実施し、回答した家庭へ記念品(カタログギフト)を贈呈する。

事業内容

(1)お祝い会・交流会の開催

北区在住で満1歳を迎える子どもと保護者の家庭に地域の民生委員・児童委員が直接招待状を手渡し、児童館等で実施するお祝い会・交流会(毎月実施)に招く。

(2)子育てに関するアンケートの実施及び記念品の贈呈

対象者に対して子育てに関するアンケートを実施し、回答した家庭へ記念品(カタログギフト)を渡す。

○令和3年度充実内容

充実内容	令和2年度	令和3年度
記念品	スプーン・フォークセット	カタログギフト 第一子:1万円相当 第二子:2万円相当 第三子以降:3万円相当



(みんなでお祝い輝きバースデー事業の充実について)

子ども未来課長 鈴木 正彦 ☎3908-9097

V ベビーシッターによる一時預かり利用補助の開始

予算額 48,179千円

目的、わらい等

ベビーシッターを活用した多様な保育を提供することにより、在宅で子育てする保護者を支援する。

実施においては、保護者の病気や自己実現、学校行事への参加など、幅広い理由を対象とすることで、在宅での子育ての負担軽減を図るとともに、経験豊富なベビーシッターとの共同保育を提供することで、子育ての不安の解消を図っていく。

事業内容

(1) 利用対象者

- ① 日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者
- ② ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者

(2) 対象児童

0～5 歳児(未就学児)

(3) 利用時間等

24 時間 365 日

(4) 利用上限

児童一人当たり年 144 時間(多胎児の場合は児童一人当たり年 288 時間)

(5) 補助金額

1 時間当たり 2,500 円(上限)

※夜間帯(22 時～翌 7 時)利用の場合は 1 時間当たり 3,500 円(上限)

(ベビーシッターによる一時預かり利用補助の開始について)
保育課長 土屋 修二 ☎3908-1333

19. 私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減

北区では、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始以降、私立幼稚園等への入園のハードルを下げるため、近隣区でもトップクラスとなる入園祝金の増額（40,000円→80,000円）や給食費の補助を開始した。これらに加え、令和3年度からは、更なる幼児教育の振興を図り、入園後も発生する月々の保育料に関する補助金についても区補助額の増額を行い、私立幼稚園等に通園する子どもを持つ保護者の経済的負担の軽減を図る。

I 従来型幼稚園における保護者負担軽減補助の拡充

予算額 158,997千円

目的、わらい等

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成の対象となる従来型の私立幼稚園（以下、従来型幼稚園）の保育料について、国や東京都の補助額以外は、自治体ごとの判断で上乗せ補助額を決定することとなっている。

北区においては、無償化開始以降、世帯収入やきょうだいの状況に応じた補助を行っているが、保育料に関する更なる経済的支援を実施するため、保護者負担軽減事業費の拡充を行う。

事業内容

(1) 保護者負担軽減補助金における区上乗せ額の拡充

従来型幼稚園で保護者が支払う保育料に関して、月額の上乗せ補助上限金額を増額。補助額は、世帯収入やきょうだい数に応じて区分が異なり、令和2年度と比較して、年間最大142,800円の補助上限額が上乗せとなる区分もある。

	令和2年度		令和3年度
補助額(国、都、区の合算金額。世帯収入、きょうだい数に応じて異なる)	27,500円	→	31,000円
	28,100円～39,866円	→	40,000円



(2) その他納付金における補助対象者の拡充

私立幼稚園等において、保育料以外に発生する、施設維持管理費や冷暖房費等の園則で定められており、毎年度徴収されるもの(その他納付金)について、補助対象を拡充し、すべての園児を補助対象とする。

	令和2年度	令和3年度
補助対象者	生活保護世帯、住民税非課税世帯、第3子以降等	全園児(区内在住)
対象者数	約250人	約3,000人

※補助額については、(1)の区上乗せ額の拡充分に含まれる。

II 新制度幼稚園における新たな保護者負担軽減補助の開始

予算額 7,170千円

目的、わらい等

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園(以下、新制度幼稚園)においては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料が無償となっているが、従来型幼稚園に通園する子どもの保護者だけではなく、新制度幼稚園に通園する子どもの保護者に対しても、更なる経済的負担の軽減を図る。

事業内容

(1) 特定負担額における補助の開始

園則に定められており、新制度幼稚園の教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもの(施設の環境維持向上のための費用等)で、保護者が毎年度徴収されるもの(特定負担額)について、月額2,500円を上限として、全園児を対象に補助を開始する。

	令和2年度	令和3年度
補助対象者	—	全園児(区内在住)
対象者数	—	約300人
補助額	—	2,500円(月額)

(私立幼稚園等に通う園児保護者の経済的負担の軽減について)
子ども環境応援担当課長 染矢 悠司 ☎3908-8143

20. 子どもの受入れ体制確保に向けた取り組み

保育所待機児童の解消に向け、保育所の定員拡大を図るとともに、多様な就労形態で働く保護者が、安心して子どもを育てながら働くことができる環境を整えるために、病児・病後児保育の充実を図る。

I 病児・病後児保育の拡充

予算額 11,865千円

多様な就労形態で働く保護者が、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育の充実を図る。

目的、わらい等

現在、北区では、東京北医療センターで病児・病後児保育、キッズタウン東十条保育園で病後児保育を実施している。

今回、さらなる拡充策として、新たに2か所で病児・病後児保育を開始し、地域偏在の解消を図り、保護者の利便性を高める。

事業内容

(1) 令和3年4月に移設する「にじいろ保育園志茂」内に病児・病後児保育室を設置する。

名称：『(仮称)病児病後児保育室にじいろ』

所在地：北区志茂1-19-11

開始日：令和3年10月(予定)

対象者：満1歳から就学前までの病中または病気回復期の児童

定員：4名(予定)

利用日時：月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時

利用料金：2,000円・食事代500円

(2) 「都立駒込病院」内に開設する病児・病後児保育施設に北区民枠を確保する。

名称：『東京都立駒込病院 病児・病後児保育室ろびん』

所在地：文京区本駒込3-18-22

開始日：令和3年10月(予定)

対象者：生後4か月から小学3年生までの病中または病気回復期の児童

定員：2名(利用状況を踏まえ最大4名まで拡大可能)

利用日時：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分

利用料金：3,000円・食事提供なし

(病児・病後児保育の拡充について)

保育課長 土屋 修二 ☎3908-1333

Ⅱ 保育所待機児童の解消に向けた取組み

予算額 414,786千円

保育所待機児童の解消に向け、保育所の定員拡大を図ってきたところであるが、引き続き、待機児童が発生している地域や発生が見込まれる地域を中心に保育所定員拡大の取組みを推進する。

目的、わらい等

子育てしながら働く世帯の支援をさらに強化するため、引き続き、保育所待機児童解消に向けて、認可保育所の誘致を中心とした保育所定員拡大を行うことで、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする。

経過及び拡大予定(保育所定員拡大数)

	認可保育所等						認可外保育所		合計	
	保育所		認定こども園		地域型保育事業			認証 保育所		家庭 福祉員
	公立	私立	公立	私立	家庭的 保育事 業	小規模 保育事 業所	事業所 内保育 事業所			
R2	11	248	-	-		△7	-	△23	-	229
R3	10	421	-	-	10	△26	-	-	△10	405
R4	-	70	-	-		-	-	-	-	70

R3・・・公立認可保育所(定員変更1園10名増)・私立認可保育所(新設5園・定員変更3園・小規模保育事業所の認可保育所への移行1園421名増)・家庭的保育事業(家庭福祉員から移行2園10名増)・小規模保育事業所(定員変更1園・認可保育所への移行1園26名減)・家庭福祉員(家庭的保育事業への移行2園10名減)

R4・・・私立認可保育所(新設1園70名増)

※上表のうち R3・R4 については、現時点における各年度内の拡大予定(見込み数)であり、今後変動する可能性がある。

主な事業内容

(1)私立認可保育所の新設等

(仮称)太陽の子保育園上中里(上中里1丁目)

HITOWA キッズライフ株式会社が、上中里1丁目に認可保育所を開設する(令和4年4月開設予定)。定員70名(予定)。

区は開設準備経費を事業者へ補助するとともに、円滑に開園ができるよう事業者とともに準備・調整を進めていく。

(2)待機児童解消のための検討

待機児童の解消を図るため、今後の保育園入所状況などの保育ニーズについて分析を行う。必要に応じて、認可保育所を中心とした運営事業者の公募・誘致を行う。

(待機児童の解消に向けた取組みについて)

子ども環境応援担当課長 染矢 悠司 ☎3908-9095

(家庭的保育事業について)

保育課長 土屋 修二 ☎3908-1333

21. 教育支援環境の充実

地域とともにある学校づくりを推進するとともに、GIGA スクール構想の実現に向けて教育 ICT 環境を整備する。

I コミュニティ・スクールの拡充

予算額 2,535千円

新たに区立小学校 1 校を、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとし、保護者や地域の力を学校運営に生かし、「地域とともにある学校づくり」を推進する。

目的、わらい等

コミュニティ・スクールでは、保護者や地域住民などで構成した学校運営協議会を設け、学校運営に関わる内容の協議や承認を行うことで、保護者や地域の力を学校運営に生かし、「地域とともにある学校づくり」を進めている。

新たに 1 校を、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとすることにより、学校・保護者・地域住民が共生・共有・協働し、特色ある学校づくりをさらに推進する。

事業内容

現在の区立小学校 4 校(西ヶ原小学校、赤羽台西小学校、田端小学校、西が丘小学校)に加え、王子第五小学校を新たにコミュニティ・スクールとする。

王子第五小学校では、これまでも、登下校の見守り、地域人材のゲストティーチャー授業、ボランティア活動や地域施設との交流など、地域とともに多様な教育活動に取り組んできた。

コミュニティ・スクールとすることにより、これらの活動に対して広く関係者が当事者意識をもち、これまで作り上げてきた協働体制を組織的・継続的なものとしていく。

(コミュニティ・スクールの拡充について)

教育指導課長 畔柳 信之 ☎3908-9287

Ⅱ GIGAスクール構想の実現

予算額 1, 597, 580千円

令和元年12月に文部科学省から提示された児童・生徒1人1台の学習用端末と学習活動に用いる高速通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想の実現に向けて、教員用端末、学習用端末、ネットワーク、システムその他の教務用ICT環境を整備する。

✚ 目的、わらい等

「GIGAスクール構想」とは、令和元年12月19日に文部科学省から打ち出された「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現」を目指す施策であり、「児童・生徒1人1台の学習用端末の整備」と「高速大容量通信ネットワークの整備」の2つを構想の具体的な柱として掲げている。



1人1台端末を活用した協働学習やWeb教材を用いた宿題の実施、オンライン会議システムによる他校や地域との遠隔授業などを通して、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す。

✚ 事業内容

- (1) 児童・生徒1人1台に端末の整備を行い授業及び家庭学習で活用を推進
- (2) これまでの教育実践とICT活用を適切に組み合わせ、学びの質を向上させる。
- (3) 児童・生徒の学習履歴を活用した「個別最適な学び」と多様な他者との「協働的な学び」の推進

✚ 今後の予定

令和3年4月から稼働

(端末機器について)

学校支援課長 千田 琢己 ☎3908-9293

(学習全般について)

教育指導課長 畔柳 信之 ☎3908-9287



子育てするなら北区が一番

22. 学校施設の改築・長寿命化の推進

～教育環境の充実に向けて～

北区では「教育先進都市・北区」を目指し、小・中学校の改築に積極的に取り組み、これまでに12校の改築が完了し、3校が事業中である。

令和3年度は、「北区立小・中学校長寿命化計画」(令和2年3月策定)に基づき、3校の改築事業とともに、既存の学校の建物の性能や機能を引き上げる「リノベーション(長寿命化改修)」を2校実施し、教育環境の充実に向けた小・中学校の改築改修事業を推進する。

目的、わらい等

「北区立小・中学校長寿命化計画」(令和2年3月策定)に基づき、既存校のリノベーション(長寿命化改修)を図ることで、学校施設の目標使用年数を80年以上と設定し、長く使い続けるとともに、改築事業を着実に実施していくことで、全ての学校施設における児童・生徒の教育環境充実の実現を目指す。

I 学校改築及び仮称都の北学園建設の推進

予算額 4,369,302千円

王子第一小学校(令和3年9月開設)、西が丘小学校、仮称都の北学園(北区初の施設一体型小中一貫校)の建設を推進する。

年度別計画

年度 学校名	H 29	30	R 元	2	3	4	5	6	7
王子第一小学校		基本・実施設計		工事	3年9月開設				
西が丘小学校		基本・実施設計			工事		5年4月開設		
仮称都の北学園		基本・実施設計			工事			6年4月開校	校庭改修工事

Ⅱ リノベーション(長寿命化改修)の推進

予算額 1,922,273千円

飛鳥中学校(モデル事業)は、令和4年4月の開設を目指し、工事を推進する。滝野川第四小学校は、令和6年11月の整備完了を目指し、令和3年度中に学校敷地内に仮設校舎を建設し、順次工事を実施する。

リノベーション事業の年度別計画

年度	R2	3	4	5	6
学校名					
飛鳥中学校 (モデル事業)	実施設計	工事	4年4月開設		
滝野川第四小学校	基本・実施設計			工事	6年11月整備完了
谷端小学校		調査	早期の事業着手を目指す		



(学校施設の改築・長寿命化の推進について)

学校改築施設管理課長 馬場 秀和 ☎3908-9277

23. 放課後等における子どもの居場所の充実・確保

予算額 1,634,388千円

学童クラブの待機児童解消に向け、定員拡大を図ってきたところであるが、引き続き、待機児童解消の取組みを推進するとともに、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりを推進する。

目的、わらい等

子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保し、健全な育成を図るため、小学校内を会場とした放課後子ども総合プランの多彩な活動の展開を目指す。また、学童クラブを必要とするすべての児童が利用できるように、学童クラブの定員拡大を行うことで、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする。

主な事業内容

(1)学童クラブの新設・定員拡大

学童クラブの待機児童解消に向けて、4つの小学校で学童クラブの新設・定員拡大を行い、105名の定員拡大を実施する。

学校名	拡大する定員	拡大前の定員	拡大後の定員
東十条小学校	40名	80名(40名×2室)	120名(40名×3室)
神谷小学校	40名	80名(40名×2室)	120名(40名×3室)
西浮間小学校	20名	140名(50名×2室) (40名×1室)	160名(55名×2室) (50名×1室)
滝野川第四小学校	5名	70名(40名×1室) (30名×1室)	75名(40名×1室) (35名×1室)

(2)王子小学校における増築棟の建設

王子小学校における児童数増へ対応するため、隣接する旧育ち愛ほっと館を解体し、増築棟の建設に着手する。

(3)王子第一小学校における放課後子ども総合プランの導入

既存実施校の運営支援を行うとともに、令和3年度中に、新たに王子第一小学校で開始し、区立小学校全35校で実施する。

(学童クラブの整備について)

子ども環境応援担当課長 染矢 悠司 ☎3908-9095

(放課後子ども総合プランの運営について)

子どもわくわく課長 氏江 章 ☎3908-9361

24. 子どもの未来応援事業の充実

～総合的な子どもの貧困対策の推進～

「北区子どもの未来応援プラン」及び「生活困窮者自立支援制度」に基づき、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進する。

I 子ども食堂を実施する団体への支援の拡充

予算額 12,141千円

食事提供を含む、地域の子どもの居場所づくり(子ども食堂)に取り組む団体の継続的な活動を支援し、コロナ禍での子どもの食の確保を図るため、補助対象経費に配食を実施する経費を追加し、支援の拡充を行う。

✚ 目的、わらい等

主に家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象に食事の提供及び居場所づくりを行う団体を支援することにより、困難を抱える世帯の子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの推進を図る。

また、コーディネーターを配置(区社会福祉協議会へ委託)し、団体の活動への助言、支援を図り、団体同士や活動者と支援者のネットワークの充実を図る。

✚ 事業内容

- (1) NPO やボランティア団体等、主体的に地域と連携しながら、月2回以上食事提供を含む子どもの居場所づくりに取り組む団体に対して、実施にかかる経費の一部を支援する。
- (2) 令和3年度は補助対象経費に配食活動を追加し、子どもの居場所づくりに取り組む団体へのさらなる運営支援を行う。
- (3) 子ども食堂の立ち上げや、継続した活動ができるよう、開設・運営継続に向けた助言、団体間の情報交換、ボランティアの掘り起こしや養成、活動者と支援者とのコーディネート等の支援を行う。



Ⅱ そらまめ相談室(ひとり親家庭等相談室)による支援

予算額 11,533千円

子育て中のひとり親家庭等を対象にした「そらまめ相談室(ひとり親家庭等相談室)」による支援に向けて、オンライン相談等様々な相談体制を構築するとともに、法律相談の実施回数を月2回から月4回に拡充する。

✦ 目的、わらい等

生活の中に多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備する。



「そらまめ相談室」ロゴ

✦ 事業内容

(1) 相談支援

産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナー、弁護士等の有資格者が、適切な助言や各種支援策の情報提供を行う。窓口相談及びオンラインによる相談を実施するとともに、相談後も継続的な支援ができるよう、メール相談にも対応する。

(2) 講習会・交流会

ひとり親向けの交流会・講習会を開催する(土曜日・年7回)。ひとり親家庭の職業生活の安定や向上など就労の支援充実を図るため、生活支援に関する講習会(離婚前後の法律セミナー、教育資金準備セミナー、就労支援等)を開催。

(3) 出張相談

土曜日の講習会・交流会の実施後に、生活全般の相談に応じる出張相談を行う(年7回)。また、日曜日には生活全般の相談に加えて、家計、養育費等の専門相談にも応じる出張相談を行う(年4回)。

(4) 情報発信

そらまめ相談室の専用ホームページを運用し、講習会・交流会のイベント情報や、ひとり親家庭向け支援策を紹介。また、希望者に対して、メールマガジン等により月1回程度、ひとり親家庭向け支援策の情報を発信する。

Ⅲ 中学生の学習支援事業の拡充

予算額 74,576千円

生活困窮(生活保護・就学援助)世帯・ひとり親(児童育成手当受給)世帯等の中学生の学習支援について、受講生の利便性向上及び新型コロナウイルス感染症予防のため、会場数及び実施教室数の拡大を図る。

✦ 目的、わらい等

貧困の連鎖の防止のため、家庭環境に困難を抱える世帯を対象に、受験に向けた学習習慣の定着や社会性の育成等を目的とした、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施することにより、子どもの進路選択の幅の拡大や自立した生活習慣の実現を支援する。

✦ 事業内容

(1)会場(教室)

区有施設7か所を会場に、週1回の学習支援教室を8教室開催する。

●令和3年度拡大 会場数:5か所7教室 → 7か所8教室



(2)学習支援の内容

- ① 受講者2名に対し、学習支援員を1名配置し、学力に応じた個別教材を活用し、高校進学を見据えた質の高い学習支援により、学力向上を実現する。
- ② 日常生活上の悩みや学習及び進路に関する相談等に親身に対応し、参加者との信頼関係づくりを図るとともに、安心して通える居場所を提供する。

(子どもの未来応援事業の充実について)

子ども未来課長 鈴木 正彦 ☎3908-9097